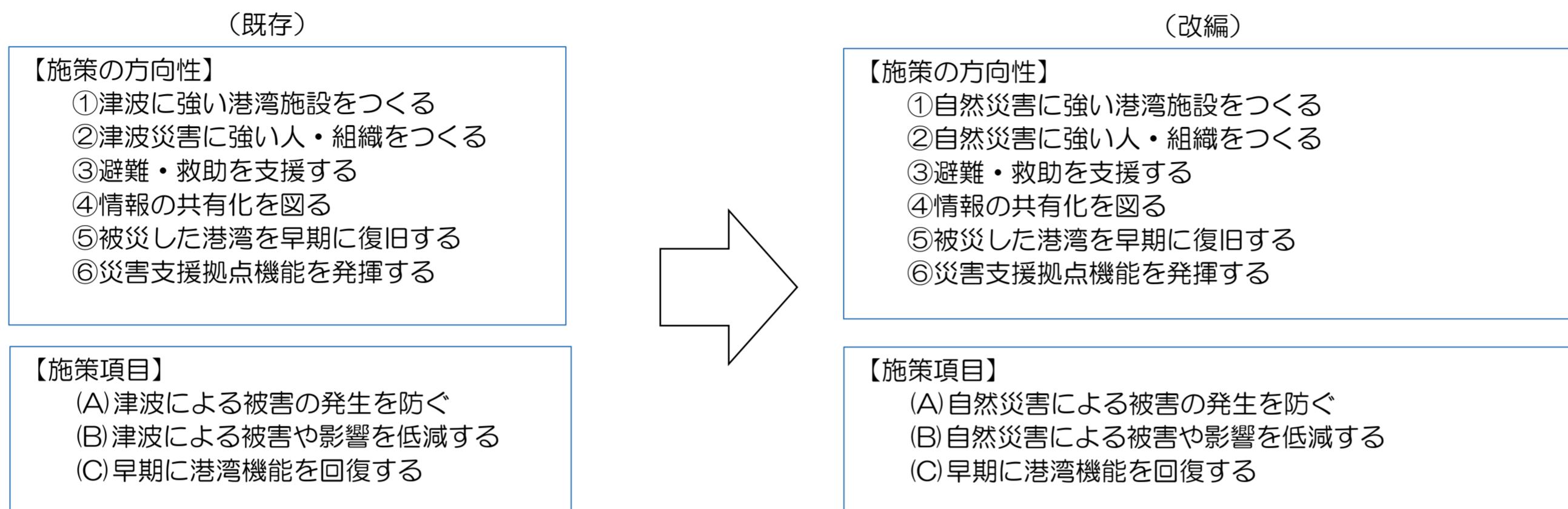


アクション項目の整理（案）

1. 大阪港自然災害対策アクションプランの「施策の方向性・施策項目・アクション目標」について
地震・津波対策を対象としたアクションプランに台風・高潮対策を併せて充実させる。



2. 新たなアクションプランについて

新たなアクション項目は、下記の視点を踏まえて作成する。

- 平成30年度包括外部監査の意見によるもの
アクション項目の中には、継続して取り組みを行う必要があるものや、一度実施すれば達成できるものがあるため、継続すべき項目は引き続き確認する必要がある。
- 各機関に実施したアンケート結果、取り組みのうち継続すべきとの意見があったもの（令和2年1月8日実施）
- 「大阪港BCP・海上対策関係小会議」による高潮や暴風対策のアクション項目の検討結果によるもの（令和2年2月26日開催）

<p>アクション項目の見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ■削除するアクション項目 <ul style="list-style-type: none"> • ハード整備のアクション項目であり、整備が完了したもの • 対策や体制が完了したもの ■統合するアクション項目 <ul style="list-style-type: none"> • 目標を達成するにあたり、一連の流れにあるもの • 異なる目標であるが、同等の方法により達成できるもの ■継続して実施するアクション項目 <ul style="list-style-type: none"> • 施設の維持管理に係るもの 【継続実施】 • 官民合同で訓練・啓発を行うもの 【継続実施】 • 引き続き検討を要するもの 【継続実施】 • 引き続き必要な会議など 【継続実施】 • 整備中であるもの 【短期（概ね3年）or中期（概ね5年）or長期（概ね10年）達成】 	<p>アクション項目の見直し後の数量</p> <ul style="list-style-type: none"> • 既存項目 15項目（61項目を15項目に統合/削除） • 高潮や暴風対策の項目 6項目 • 既存項目と高潮や暴風対策の項目を統合 5項目 合計 26項目
--	--

3. 既存のアクション項目と新アクション項目の構成について

凡例

新たな項目
【高潮や暴風対策のアクション項目】

既存アクションプラン

新アクションプラン

番号	アクション項目	令和元年3月27日評価		番号	アクション項目	新たな達成期間		
1	①-1 防潮扉の電動化	達成	削除 (電動化完了)					
2	①-2 水門・防潮扉・防波堤の定期点検の充実 ②-1	達成		⇒ (管理主体が継続して適切に維持管理を行う)	1	各施設の定期点検と補修の継続・充実	継続実施	
3	①-3 水門・防潮扉・防波堤の補修の継続・充実	達成						
4	①-4 防波堤の定期点検の充実 ②-9	達成						
5	①-5 防波堤の補修の継続・充実	達成						
6	①-11 岸壁・物揚場の定期点検の充実 ②-19	達成						
7	①-12 岸壁・物揚場の補修の継続・充実	達成						
8	①-7 倉庫・上屋の浸水対策	達成	削除 (土嚢等の配備完了)		2	在来地区の防潮堤の嵩上げ	短期達成	
9	①-8 小型船舶係留索の強化	達成	⇒ (管理主体が継続して取り組み実施)	3	埋立地における浸水対策の実施	長期達成		
10	①-9 小型船舶等の保管場所の確保	【未達成】		4	小型船舶被害低減策の強化・啓発	継続実施		
11	②-20 放置艇・沈船の監視等の充実及び撤去体制の確保	達成						
12	②-21 小型船舶の被害低減に向けた啓発の実施	達成						
13	①-13 耐震強化岸壁の整備 ⑥-1	【一部完成(継続整備)】	⇒ (17バースのうち、9バースの整備完了)	5	耐震強化岸壁の整備	長期達成		
14	①-10 コンテナ流出防止対策の実施	【未達成】	⇒ (高潮や暴風対策と併せて継続)	6	台風時における荷役機械の暴風対策 ⇒コンテナ流出防止対策の継続	継続実施		
15	①-14 荷役機械の浸水対策の実施	達成	⇒ (高潮や暴風対策と併せて継続)	7	堤外地における受変電設備の嵩上げ	短期達成		
				8	台風時における荷役機械の暴風対策 ⇒荷役機械の暴風・浸水対策	継続実施		
				9	上屋建物の暴風に対する補強の実施	継続実施		

16	①-15 防潮堤耐震化の推進	【一部完成（継続整備）】	⇒ (令和5年度完成予定)	10	防潮堤耐震化の推進	短期達成
17	①-6 防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保	達成	⇒ (管理主体が継続して取組み実施)	11	官・民・水防団による防潮扉の閉鎖体制の充実	継続実施
18	②-17 官民合同による防潮扉の閉鎖訓練の強化	達成				
19	②-2 官民合同による防潮扉の閉鎖訓練の強化	達成				
20	②-6 防潮扉の閉鎖体制を充実するための地元住民との協力	達成				
21	②-8 施設管理者による参集訓練の実施	達成				
22	②-18 防潮扉閉鎖不可時の情報伝達の検討	達成				
23	②-7 地区出動隊による防潮扉閉鎖体制の維持	達成	⇒ (管理主体が継続して取組み実施)	12	官民合同避難訓練実施に向けた支援	継続実施
24	②-13 官民合同による避難訓練の実施	達成	削除 (モニタリング体制完成)			
25	③-11	達成				
26	②-3 施設管理者間における防潮設備の共同モニタリングの実施	達成	⇒ (管理主体が継続して取組み実施)	13	防潮扉閉鎖の支障や流出の恐れのある放置自動車、物品の監視・撤去指導の充実	継続実施
27	④-1	達成				
28	②-4 防潮扉閉鎖の支障となる放置自動車や物品の監視・指導の充実	達成				
29	②-5 災害時における連携した放置自動車や物品の移動体制の確保	達成	⇒ (管理主体が継続して取組み継続)	14	港湾で働く労働者等の防災・減災知識の充実と自主防災への意識の向上	継続実施
30	②-22 流出する恐れのある放置自動車や物品の監視の充実	達成				
31	②-10 港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発	達成				
32	③-7	達成				
33	②-12	達成				
34	③-9 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発	達成				
35	④-3	達成				
36	②-33 施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発	達成				
37	④-9	達成				
38	②-24 施設の浸水被害や物品の流出低減のための臨海部の防災マップの作成・配布	達成	⇒ (管理主体が継続して取組み実施)	15	関係機関による緊急時情報発信の充実	継続実施
39	④-10	達成				
40	③-10 港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップの作製・配布	達成				
41	④-4	達成				
42	②-11 港湾事業者の自主防災組織の充実	達成	⇒ (管理主体が継続して取組み実施)	15	関係機関による緊急時情報発信の充実	継続実施
43	③-8	達成				
44	②-14	達成				
45	③-13 関係機関による避難広報の充実	達成				
46	④-6	達成	⇒ (管理主体が継続して取組み実施)	15	関係機関による緊急時情報発信の充実	継続実施
47	②-16	達成				
48	③-16 避難のための港運事業者への津波情報連絡体制の確保	達成				
49	④-7	達成	⇒ (管理主体が継続して取組み実施)	15	関係機関による緊急時情報発信の充実	継続実施
50	②-25 緊急時における情報伝達手段の確保	達成				
51	④-14	達成	⇒ (管理主体が継続して取組み実施)	15	関係機関による緊急時情報発信の充実	継続実施
52	②-26 施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保	達成				
53	④-11	達成				

38	②-15 ③-17 海上からの避難広報の実施 ④-8	達成	削除 (実施体制整備済)			
39	②-27 ④-12 ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実 ⑤-4	達成	削除 (連絡体制整備済)			
				16	高潮避難に関する避難勧告基準の作成	短期達成
				17	新たな高潮浸水想定図に基づくハザードマップ・避難計画の作成	短期達成
40	②-28 ④-13 防災に関する関係行政機関との情報共有	達成	⇒ (関係機関が継続して取組み実施)	18	定期的な防災連絡会議（委員会）等の開催による情報共有	継続実施
41	②-29 ④-15 関係機関との定期的な防災連絡会議（委員会）の実施	達成				
42	②-30 ⑤-1 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保	達成	⇒ (管理主体が引き続き検討する)	19	防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保	継続実施
43	②-31 ⑤-5 被災状況調査の充実	達成	⇒ (高潮や暴風対策と併せて継続、管理主体がドローンを含めて引き続き検討する)	20	ドローンの活用による防潮堤の日常点検と発災時における迅速な被害状況の把握 ⇒被災状況調査の充実	継続実施
44	②-32 ⑤-6 散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備	【未達成】	⇒ (管理主体がマニュアルを精査し周知を図る)	21	散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備	短期達成
45	②-33 ⑤-7 官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保	達成	⇒ (管理主体が継続して取組み実施)	22	官民連携による大阪港復旧体制の継続	継続実施
46	②-34 ⑤-8 官民連携による航路浚渫の実施体制の確保	達成				
47	②-35 ④-16 ⑤-9 官民連携による岸壁・物揚げ場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保	達成				
48	②-36 ⑤-12 大阪港BCPの推進	達成	⇒ (高潮や暴風対策と併せて継続)	23	大阪港BCP【高潮・暴風編】の推進 ⇒大阪港BCPの推進	継続実施
49	③-1 ④-2 ポートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保	達成	削除 (実施体制整備済)			
50	③-2 船舶の避難マニュアルの整備	達成	削除 (実施体制整備済)			
51	③-3 港外避難に有利な着岸形式の検討	【未達成】	削除 (ポートラジオを活用した情報提供や出港順序決定支援、タグボートの早期配船体制を整備済)			
52	③-4 災害時における小型船舶の緊急避難水（海）域の設定の可能性の検討	達成	削除 (避難場所を定めて共有済)			

53	③-5 要避難者に対する浸水想定地域における啓発情報の掲示	達成	⇒ (管理主体が継続して取組み実施)	24	要避難者の避難の迅速化	継続実施
54	③-6 要避難者に対する公共施設等の緊急避難場所の確保・啓発	達成				
55	③-14 来訪者の避難・誘導体制の確保・啓発	達成				
56	③-15 外国人に対する避難・誘導対策の実施	達成				
57	③-12 関係機関と避難情報の共通発信内容の調整 ④-5	達成	削除 (発信方法・発信体制整備済)			
58	④-17 被災後の使用可能港湾施設情報の提供 ⑤-2	達成	⇒ (管理主体が継続して取組み実施)	25	被災後の使用可能港湾施設の情報の発信	継続実施
59	⑤-3 応急復旧活動用地の確保 ⑥-2	達成	削除 (一定確保済)			
60	⑤-10 渡船機能の確保	達成	削除 (体制整備済)			
61	⑤-11 企業へのBCP策定支援	達成	削除 (情報提供の仕組み構築済)			
				26	非常用電源の設備改良・整備	短期達成

4. アクション項目の見直しについて

◆アクション項目の見直しの考え方にに基づき、次のとおり評価を設定する。

■削除するアクション項目

- ・ハード整備のアクション項目であり、整備が完了したもの ⇒ (削除1)
- ・対策や体制が確立したもの ⇒ (削除2)

■統合するアクション項目

- ・目標を達成するにあたり、一連の流れにあるもの ⇒ (統合1)
- ・異なる目標であるが、同等の方法により達成できるもの ⇒ (統合2)

■継続して実施するアクション項目

- ・施設の維持管理に係るもの ⇒ (継続1)
 - ・官民合同で訓練・啓発を行うもの ⇒ (継続2)
 - ・引き続き検討を要するもの ⇒ (継続3)
 - ・引き続き必要な会議など ⇒ (継続4)
 - ・整備中であるもの ⇒ (整備中(短期、中期、長期))
- ※短期(概ね3年)・中期(概ね5年)・長期(概ね10年)達成

凡例

★：高潮や台風独自の風対策のアクション項目

既存アクション番号 ①ー1

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
1	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【達成】	【会議分類】維持管理関係小会議 【進捗状況等】 大阪市港湾局における防潮扉の電動化計画は平成25年度末で整備が全て完了。(対象扉66基) 今後、操作性の向上や効率的な維持管理を実施するため、防潮扉の改良又は統廃合に努めていく。 また、大阪府の防潮扉の電動化についても計画が完了している。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(1)	堤内地の浸水被害の防止			
	対象被害項目	防潮対策			
	【内容】	夜間閉鎖率の向上、防潮扉閉鎖時の省力化・迅速化に向けた施設整備を推進する(角落とし等の改善や既設防潮扉の電動化)			

意見要旨：整備済のため継続的な確認は必要なし

評価(案)		理 由
(削除1)		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市港湾局における防潮扉の電動化計画は平成25年度末で整備が全て完了。(対象扉66基) ・今後、操作性の向上や効率的な維持管理を実施するため、防潮扉の改良又は統廃合に努めていく。 ・大阪府の防潮扉の電動化についても計画が完了している。 ・防潮扉の電動化計画は整備が全て完了しているため、アクション項目から削除する。



見直し(案)		アクション項目	実施主体・関連機関	達成期間		
番 号 理	方向性や項目等			短期	中期	長期
—		削除				
	【内容】					

既存アクション番号 ①-2、②-1

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等	
	方向性や項目等	項目名称				
2	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	【達成】	【小会議分類】維持管理関係小会議 【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っている。 大阪市港湾局では、予防保全の考え方にに基づき、海岸保全施設の適切な維持管理による長寿命化を目指すため、平成30年度に潮堤約60kmの長寿命化計画を策定済 今後も、各管理主体で行っている点検内容を適切に実施していく。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ				
	アクション目標(1)	堤内地の浸水被害の防止				
	対象被害項目	防潮対策・施設				
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる				
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ				
アクション目標(7)	堤内地の浸水被害防止体制の確保					
	対象被害項目	防潮対策・施設		【関連機関】 近畿地方整備局防災室		
	【内容】	水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する				

意見要旨：引き続き点検を実施していく、まとめればよい

既存アクション番号 ①-3

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等					
	方向性や項目等	項目名称								
3	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	水門・防潮扉・防潮堤の補修の継続・充実	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	【達成】	【小会議分類】維持管理関係小会議 【進捗状況等】 補修については各管理主体が必要に応じて行っている。 大阪市港湾局では、平成30年度に策定した長寿命化計画に基づき、補修を実施していく。 今後も、施設の長寿命化の検討をさらに進め、適切な維持管理を実施・継続する。				
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ								
	アクション目標(1)	堤内地の浸水被害の防止								
	対象被害項目	防潮対策・施設								
		【内容】					水門、防潮扉及び防潮堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する		【関連機関】 近畿地方整備局防災室	

意見要旨：引き続き補修を実施していく、まとめればよい

既存アクション番号 ①-4、②-9

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等	
	方向性や項目等	項目名称				
4	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	防波堤の定期点検の充実	【実施主体】 大阪市港湾局	【達成】	【小会議分類】維持管理関係小会議 【進捗状況等】 維持管理計画書に基づき、全施設1サイクル/5年を基準に、定期的な水中部及び気中部の点検を実施しており、今後も継続して点検を実施していく。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ				
	アクション目標(2)	津波波力の低減				
	対象被害項目	防潮対策・施設				
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる				
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ				
アクション目標(8)	津波波力の低減体制の確保					
	対象被害項目	防潮対策・施設		【関連機関】 なし		
	【内容】	防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する				

意見要旨：引き続き点検を実施していく

既存アクション番号 ①-5

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等					
	方向性や項目等	項目名称								
5	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	防波堤の補修の継続・充実	【実施主体】 大阪市港湾局	【達成】	【小会議分類】維持管理関係小会議 【進捗状況等】 維持管理計画書に基づいた全施設1サイクル/5年の定期点検の結果、令和元年度時点において、補修不急が確認されたため対象箇所なし。 今後も定期点検の充実を図り、予防保全型の維持管理を実施する。				
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ								
	アクション目標(2)	津波波力の低減								
	対象被害項目	防潮対策・施設								
		【内容】					防波堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する		【関連機関】 なし	

意見要旨：直営で軽微な補修は対応可能

既存アクション番号 ①-11、②-19

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等	
	方向性や項目等	項目名称				
6	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	岸壁・物揚場の定期点検の充実	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社	【達成】	【小会議分類】維持管理関係小会議 【進捗状況等】 定期点検については各管理主体が独自の基準に基づき点検を行っている。 今後についても、各管理主体で行っている点検内容を適切に継続実施していく。
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標(6)	物流機能の確保				
	対象被害項目	施設・港湾機能				
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる				
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する				
アクション目標(11)	物流機能の被害低減体制の確保					
	対象被害項目	施設・港湾機能		【関連機関】 なし		
	【内容】	自然災害による被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する				

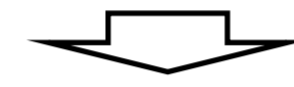
意見要旨：引き続き点検を実施する。まとめればよい。

既存アクション番号 ①-12

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等	
	方向性や項目等	項目名称				
7	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	岸壁・物揚場の補修の継続・充実	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社	【達成】	【小会議分類】維持管理関係小会議 【進捗状況等】 補修については各管理者または占有者が適時行っている。 国有港湾施設については、近畿地方整備局港湾空港部において維持管理計画を作成し、平成25年度に港湾管理者への引渡しが完了している。 大阪市港湾局では、「大阪港港湾施設の予防保全計画」に基づき、計画的に補修を実施している。 阪神国際港湾株式会社では平成21年度から令和2年度において、C1～4コンテナふ頭で上部工の延命化工事を実施中。併せて各ヤードの舗装補修を実施中。 今後も、適切な維持管理を実施・継続する。
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標(6)	物流機能の確保				
	対象被害項目	施設・港湾機能				
	【内容】	自然災害による被害が予想される岸壁や物揚場の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する				

意見要旨：引き続き補修を実施する。まとめればよい。

評価(案)		理由
(統合1) (統合2) (継続1)	・各施設については、各管理主体が適切な維持管理を行っていることから、定期点検と補修のアクション項目を含み統合し、継続する。	



見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
1	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	各施設の定期点検と補修の継続・充実	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社			
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標(1)	堤内地の浸水被害の防止					
	対象被害項目	防潮対策・施設					
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる					
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標(2)	津波波力の低減					
	対象被害項目	施設・港湾機能					
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる					
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する					
	アクション目標(6)	物流機能の確保					
	対象被害項目	施設・港湾機能					
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる					
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標(7)	堤内地の浸水被害防止体制の確保					
	対象被害項目	防潮対策・施設					
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる					
施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ						
アクション目標(8)	津波波力の低減体制の確保						
対象被害項目	防潮対策・施設						
施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる						
施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する						
アクション目標(11)	物流機能の被害低減体制の確保						
対象被害項目	施設・港湾機能						
	【内容】	各管理主体が継続して各施設の適切な維持管理の取り組みを行う。 ◆水門、防潮扉及び防潮堤等の定期点検、補修の継続 ①-(A)-(1)、②-(A)-(7) ・近畿地方整備局河川部、大阪府西大阪治水事務所、大阪市建設局、大阪港湾局 ◆防波堤の定期点検、補修の継続 ①-(A)-(2)、②-(A)-(8) ・大阪港湾局 ◆岸壁、物揚場の定期点検、補修の継続 ①-(B)-(6)、②-(B)-(11) ・近畿地方整備局港湾空港部、大阪港湾局、大阪港埠頭株式会社、阪神国際港湾株式会社	【関連機関】 近畿地方整備局防災室				

【小会議分類】維持管理関係小会議



見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
★ 2	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 なし	■		
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ				
	アクション目標(1)	堤内地の浸水被害の防止				
	対象被害項目	防潮対策				
	【内容】	<ul style="list-style-type: none"> 経年沈下により、高潮災害時に必要な計画高さを有していない防潮堤の嵩上げを実施する。 対象範囲については、大阪港高潮恒久計画(大阪市港湾局昭和42年策定)に基づく恒久計画高を下回る範囲とし、計画高と沈下量に応じ、優先度を設定して嵩上げを行っている。 令和3年度に完成予定(一部耐震化に併せて行う嵩上げを除く) 				

【小会議分類】防潮施設関係小会議

既存アクション番号 ①-7

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
8	施策の方向性① 施策項目(B) アクション目標(4) 対象被害項目	自然災害に強い港湾施設をつくる 自然災害による被害や影響を低減する 堤外地の浸水被害の低減 施設	【実施主体】 大阪市港湾局 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 なし	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 上屋の使用者名簿の整理は完了している。（平成27年度更新） 土嚢の配備について、上屋利用者にヒアリングを実施し、必要な場所には配備が完了した。（平成26年度） 今後は、不具合がないかなど、現状把握を行っていく。
	【内容】	浸水被害の可能性がある倉庫や上屋について、防水対策を実施する（土嚢等の開閉部周辺への配備等）			

意見要旨：土嚢等の配備は完了している。

評価（案）		理 由
(削除2)	<ul style="list-style-type: none"> 上屋の使用者名簿の整理は完了している。（平成27年度更新） 土嚢の配備について、上屋利用者にヒアリングを実施し、必要な場所には配備が完了した。（平成26年度） 今後は、不具合がないかなど、現状把握を行っていく。 土嚢・止水扉等の開閉部周辺への配備等により防水対策済みであり、アクション項目から削除する。 	



見直し（案）

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
—	施策の方向性 施策項目 アクション目標 対象被害項目	削除				
	【内容】					

見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
★ 3	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 近畿地方整備局港湾空港部			
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標(4)	堤外地の浸水被害の低減				
	対象被害項目	防潮対策				
【内容】	<ul style="list-style-type: none"> 埋立地において、既設コンクリート擁壁や護岸の嵩上げ等により、台風による高潮被害から人命や立地企業等の資産を最大限防護し、浸水被害を最小化する。 平成30年台風第21号の高波等により浸水被害を受けたことを踏まえ、大阪港高潮対策検討会の検討結果をもとに、令和2年度に詳細検討を行い、高潮対策（嵩上げ）工事を実施している。 				■	

【小会議分類】 防潮施設関係小会議

既存アクション番号 ①-8

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
9	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	【達成】	【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 小型船舶係留索の強化について、水面占有者に対し、継続許可時に指導を行っている。今後もこの取り組みの継続と、業界団体等を通じて啓発事業の中で安全管理を指導していくとともに、不適正な係留船舶への周知徹底を行っていく。
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標(5)	流出被害低減機能の確保			
	対象被害項目	船舶			
【内容】	船舶の大きさに応じた係留索の強度及び係留方法を検討し、船舶所有者に対して啓発を行う		【関連機関】 船舶所有者		

意見要旨：今後も継続的に取り組みを行う。まとめればよい。

既存アクション番号 ①-9

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
10	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪市港湾局 企業（マリーナ運営会社）	【未達成】	【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 放置艇等対策として国土交通省港湾局が、平成19年4月に「放置等禁止区域の指定に関するガイドライン」を作成。大阪港内での保管、係留管理に適する場所の確保が非常に困難な状況であるが、小型船等の保管が可能な場所について、適切な施設の選定を引き続き検討を行っていく。また、保管場所の選定が非常に困難な状況であるため、小型船の係留強化等、啓発を行っていく。
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標(5)	流出被害低減機能の確保			
	対象被害項目	船舶			
【内容】	小型船舶に対する係留・保管場所について検討し、係留・保管に必要な空間を確保する		【関連機関】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部		

意見要旨：新たな保管場所の確保は困難である。

既存アクション番号 ②-20

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
11	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	【達成】	【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 船艇による調査を実施し、大阪海上保安監部と連携して所有者への撤去指導を行うとともに、所有者不明船舶の撤去を実施している。引き続き放置艇、沈船を調査し使用実態の現況把握に努めるとともに、沈船の状況により直営または請負での作業を精査し、沈船回収を実施していく。
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標(12)	流出被害低減体制の確保			
	対象被害項目	船舶			
【内容】	自然災害発生時の被害増大を招く放置艇や沈船の定期監視及び警告の強化、及び改善が無い場合についての処置(撤去等)方法について検討を行い、実施する		【関連機関】 大阪海上保安監部		

意見要旨：放置艇の撤去による保管場所の確保を検討する。

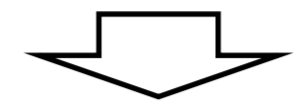
既存アクション番号 ②-21

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
12	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	【達成】	【小会議分類】啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府は、不法係留船への貼紙や継続許可時に指導を行っている。また、特に指導が必要と思われる占有者に対し、立入調査を実施し指導を継続している。さらに、河川航行ルールを策定し、チラシを配布している。引き続き、不法係留防止の指導と航行ルールの啓発に努めていく。大阪市港湾局では、施設の継続許可時に安全管理を指導している。
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標(12)	流出被害低減体制の確保			
	対象被害項目	船舶			
【内容】	自然災害発生時の被害増大を招く小型船舶に対する警告の実施体制について検討を行い、実施する		【関連機関】 なし		

意見要旨：引き続き、取り組みを行う。

評価(案)

理由	
(統合1) (統合2) (継続2)	・自然災害発生時の小型船舶による被害や影響を低減するため、今後も引き続き、取り組みを実施する。



見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			
	方向性や項目等	項目名称					
4	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 企業（マリーナ運営会社） 【関連機関】 大阪海上保安監部 船舶所有者				
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する					
	アクション目標(5)	流出被害低減機能の確保					
	対象被害項目	船舶					
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる					
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する					
	アクション目標(12)	流出被害低減体制の確保					
	対象被害項目	船舶					
	【内容】	各管理主体が継続して自然災害発生時の小型船舶による被害や影響を低減する取り組みを行う。 ◆小型船舶係留索の強化、小型船舶の被害低減に向けた啓発 ・水面占有者への安全管理指導 ・業界団体等を通じた啓発事業 ・指導が必要な占有者への立入調査 ・チラシの配布 ◆放置艇・沈船の撤去による小型船等の適切な係留状態の確保 ・所有者への撤去指導 ・所有者不明船の撤去 ・沈船の撤去					
		小型船舶被害低減策の強化・啓発					

【小会議分類】 啓発関係小会議



既存アクション番号 ①-13、⑥-1

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
13	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【一部完成（継続整備）】	【会議分類】 維持管理関係小会議 【進捗状況等】 耐震強化岸壁9バースは整備を完了している。（此花区4、港区1、大正区1、住之江区3） 夢洲（C12）において、耐震強化岸壁の延伸整備を進めており、延伸部（延長250m、奥行き50m）を供用（平成29年2月～）している。背後部分（奥行き50m～160mの範囲）について整備中 C12荷捌地の耐震化は令和5年度完成予定 引き続き、荷捌き地の整備を実施していく。
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標（6）	物流機能の確保			
	対象被害項目	施設・港湾機能			
	施策の方向性⑥	災害支援拠点機能を発揮する			
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
アクション目標（30）	物流機能の支援				
	対象被害項目	施設・港湾機能			
	【内容】	災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する			

意見要旨：継続して整備する。

評価（案）		理由
（整備中（長期））	<ul style="list-style-type: none"> 定数的に評価できるアクション項目であり、耐震強化岸壁の整備が完了するまでの間について、アクション項目を継続する。 全体17バース、うち9バース整備完了 	



見直し（案）

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
5	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪港湾局 【関連機関】 なし			■
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標（6）	物流機能の確保				
	対象被害項目	施設・港湾機能				
	施策の方向性⑥	災害支援拠点機能を発揮する				
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する				
アクション目標（30）	物流機能の支援					
	対象被害項目	施設・港湾機能				
	【内容】	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体により、災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する。 全体17バース、うち9バース整備完了 				

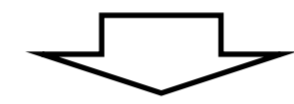
【会議分類】 維持管理関係小会議

既存アクション番号 ①-10

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
14	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪市港湾局 企業（港運会社） 【関連機関】 近畿地方整備局港湾空港部	【未達成】	【会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪市港湾局では、平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」においてコンテナの捕縛の強化や多段積み等の対策を実施するよう港湾事業者等に啓発を行っている。また、平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、リーフレットも大阪市HPにも掲載している。引き続き啓発・指導を実施していく。
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標（5）	流出被害低減機能の確保			
	対象被害項目	物品・港湾機能			
	【内容】	津波による岸壁上のコンテナ流出を防止するための対策についての検討を行い、実施する。（コンテナの多段積み、漂流防止ネットの設置、設置高確保用の土台配備等）			

意見要旨：台風・高潮対策と併せて検討する。

評価（案）		理 由
（統合2） （継続2）	・コンテナ流出防止対策は台風・高潮対策と併せて検討し、実施する。	



高潮や暴風対策と統合する
見直し（案）

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
★ 6	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪港運協会 企業（港運会社） 【関連機関】 大阪港湾局 阪神国際港湾株式会社 近畿地方整備局港湾空港部	→		
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標（5）	流出被害低減機能の確保				
	対象被害項目	物品・港湾機能				
	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる				
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標（6）	物流機能の確保				
	対象被害項目	港湾施設				
	【内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・台風に伴う暴風時において、コンテナの飛散、荷崩れ、流出防止対策を実施する。 ・台風接近時の事前防災行動として、コンテナを3段積程度とし、固縛器具によりコンテナ同士を接続する、重量のある実入りコンテナを空コンテナの上に置く、荷崩れ地内の地盤が高いところにコンテナを置くなどの対策を継続実施する。 ・大阪港湾局は引き続き、HP等により啓発を行う。 				

【会議分類】 啓発関係小会議

既存アクション番号 ①-14

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
15	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 【関連機関】 企業（港運会社）	【達成】	【小会議分類】維持管理関係小会議 【進捗状況等】 大阪市港湾局では、ガントリークレーンの浸水対策については膨大な費用が必要となるため、浸水被害があっても即時に部品を交換することで早期に機能回復が可能となるよう、廃止クレーンの機器を予備品として保管するなど引き続き検討が必要である。 大阪港埠頭株式会社・阪神国際港湾株式会社では、地盤沈下等により浸水の恐れのある受電所・電気室の嵩上げ等浸水対策について検討を行った。 ガントリークレーンの走行用モーターは、津波浸水高さ以上にあることを確認済み。
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標（G）	物流機能の確保			
	対象被害項目	施設・港湾機能			
【内容】	岸壁浸水時における荷役機械の機能を確保するための対策を検討し、実施する（荷役機械の移動、電気設備の防水対策等）				

意見要旨：地盤沈下等により浸水の恐れのある受変電設備について嵩上げ等浸水対策を検討する。

評価（案）	理由
（統合2） （整備中（短期）） （継続3）	・受変電所の嵩上げについては高潮や暴風対策併せて、継続検討する。



高潮や暴風対策と統合する、早期に対策が見込まれるアクション内容を分割する
見直し（案）

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			【小会議分類】維持管理関係小会議
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
★ 7	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 阪神国際港湾株式会社 大阪港埠頭株式会社 【関連機関】 大阪港湾局 近畿地方整備局港湾空港部	■			
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する					
	アクション目標（G）	物流機能の確保					
	対象被害項目	港湾機能					
【内容】	・高潮災害時に備え、コンテナ埠頭の受変電設備について、嵩上げを実施する。 ・平成30年台風第21号の高波等により浸水被害を受けたことを踏まえ、大阪港高潮対策検討会の検討結果をもとに、令和2年度に詳細検討を行い、令和3年度より高潮対策（嵩上げ）工事を実施する予定。						

高潮や暴風対策と統合する、早期に対策が見込まれるアクション内容を分割する
見直し（案）

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			【小会議分類】維持管理関係小会議
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
★ 8	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪港湾局 阪神国際港湾株式会社 大阪港運協会 各企業（港運会社） 【関連機関】 近畿地方整備局港湾空港部	→			
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する					
	アクション目標（G）	物流機能の確保					
	対象被害項目	港湾機能					
【内容】	・台風に伴う暴風時において、荷役機械の逸走、倒壊対策を検討し、実施する。 ・台風接近時の事前防災行動として、荷役機械のアンカー等による固定や荷役車両の退避等を実施する。 ・大阪港湾局では、浸水被害があっても即時に部品交換することで早期に機能回復が可能となるよう、廃止クレーンの機器を予備品として保管するなど引き続き検討を行う。						

見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
★ 9	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 なし	→		
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標(6)	物流機能の確保				
	対象被害項目	港湾機能				
	【内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・台風に伴う暴風時において、上屋の機能を確保するための対策を検討し、実施する。 ・平成30年台風21号の暴風による被害を受け、屋根固定補強済。 ・大阪港湾局が所管する上屋建物のシャッター等については、取り換え工事時において、台風に対応したものに順次整備していく。 ※上屋建物の棟数：81棟				

【小会議分類】維持管理関係小会議

既存アクション番号 ①-15

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
16	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪市建設局 【関連機関】 危機管理室 臨港4区役所	【一部完成（継続整備）】	【小会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 大阪府西大阪治水事務所では、旧淀川筋について、南海トラフ巨大地震に対する防潮堤耐震補強工事を継続実施している。神崎川筋においては、平成30年度末で耐震対策が完了。 大阪市建設局では、大阪市建設局が所管する防潮堤（住吉川）について、平成26年度～令和5年度に延長約1.8kmについて耐震対策を計画しており、継続実施している。 大阪市港湾局では、平成25年度に南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会で示された対策の考え方に基づき、防潮堤耐震化の取り組みを進めており、 令和5年度までに、対策延長約10.5km（令和元年度見直し）の整備を行う。 また、事業の実施にあたり、多額の事業費が必要であることから、今後も事業費の縮減に努めるとともに、事業費の確保に向け、国に対して国費配分枠の拡大や新規制度の創設などについて、府をはじめ関係自治体と連携し、提案・要望活動に取り組んでいる。
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（1）	堤内地の浸水被害の防止			
	対象被害項目	施設・港湾機能			
【内容】	堤内地への浸水を防止、低減するため、既存堤防の耐震強化を推進する				

意見要旨：引き続き耐震化工事を行う。事業費の確保に取り組む。

評価（案）	理由
（整備中（短期））	・定数的に評価できるアクション項目であり、防潮堤の耐震化が完了するまでの間について、アクション項目を継続する。



見直し（案）

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
10	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 大阪市建設局 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪市危機管理室	■		
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ				
	アクション目標（1）	堤内地の浸水被害の防止				
	対象被害項目	施設・港湾機能				
【内容】	<ul style="list-style-type: none"> 各管理主体が堤内地への浸水を防止、低減するため、既存堤防の耐震強化を推進する。 令和5年度完成予定。 					

【小会議分類】 防潮施設関係小会議

既存アクション番号 ①-6、②-17

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
17	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 水防団	【達成】	【小会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 近畿地方整備局河川部では、津波遡上区間において河川管理施設の耐震照査を完了。また、津波による逆流で浸水被害を起こす可能性がある水門・樋門等については、遠隔操作設備を完了。照査結果に基づき、必要に応じ、順次対応を行っている。 大阪府西大阪治水事務所では、応急対策として、河川沿いに設置している水防倉庫などに水のう、土のうを準備。また、管理する防潮扉の耐震性能について現在精査中。地震時に閉鎖できない可能性のある扉について対策を実施中。今後も対策の要否を検討していく。 大阪市港湾局では、簡易防潮設備設置作業の研修及び訓練を定期的実施している。なお、最大規模の津波に簡易な対処方法はなく、減災対策として出来る限りの応急対応は実施するが、市民への早急な避難情報の提供などソフト面での対策が必要。ソフト対策のひとつとして防潮扉閉鎖時を想定した区役所等関係機関との情報伝達訓練を実施している。
	施策項目 (B)	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標 (3)	堤内地の浸水被害の低減			
	対象被害項目	防潮対策			
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる			
	施策項目 (B)	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標 (10)	堤内地の浸水被害低減体制の確保			
対象被害項目	防潮対策				
【内容】	防潮扉が万一閉鎖できない場合の応急対応について検討を行い、対策を実施する(簡易防潮設備や土嚢等の防潮扉周辺配備等)				

意見要旨：引き続き資材の適正管理、訓練を実施していく

既存アクション番号 ②-2

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
18	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所 大阪市港湾局 水防団 防潮扉管理企業 【関連機関】 大阪市危機管理室 市民	【達成】	【小会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 大阪府西大阪治水事務所では、地震対策訓練や鉄扉閉鎖訓練として、私道鉄扉や公道鉄扉ともに、特定配備職員、私道鉄扉利用者及び水防団と実働及び情報伝達訓練を例年実施している。 水防事務組合及び臨港4区役所では、水防訓練として臨港4区の水防団による防潮扉開閉操作・点検を行なうとともに、水防工法訓練を毎年実施している。また訓練時には、水防団員の津波避難ビルへの避難訓練も実施している。 大阪市港湾局では、防潮扉管理企業への防潮扉集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練を1回/月実施している。また、大阪市震災総合訓練において、閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖合同訓練を実施した。
	施策項目 (A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標 (7)	堤内地の浸水被害防止体制の確保			
	対象被害項目	防潮対策			
【内容】	防潮機能の確保を目的とした関係者合同による防潮扉の閉鎖作業訓練の検討を行い、実施する 閉鎖後の避難ルートおよび避難場所について検討し、時間の概念を導入した訓練とする				

意見要旨：引き続き訓練を行う。まとめればよい。

既存アクション番号 ②-6

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
19	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 防潮扉近隣住民 【関連機関】 臨港4区役所 水防団	【達成】	【小会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 地域住民と連携した防潮扉の閉鎖体制について検討した結果、地元水防団の拡大に協力することとし、大阪府では津波・高潮ステーションにおいて水防団の紹介と募集を、区役所では広報誌で水防団員の募集を行うとともに、防災訓練や防災イベントなどで水防団の活動をパネル紹介している。 今後も、区広報誌による水防団の紹介・団員募集を継続しつつ、地域住民を対象とした防潮扉開閉体験指導など、団員募集に向けた啓発活動を実施する。
	施策項目 (A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標 (7)	堤内地の浸水被害防止体制の確保			
	対象被害項目	防潮対策			
【内容】	水防団や防潮扉閉鎖担当職員が万一防潮扉の閉鎖に対応できない場合に対して、地域住民と連携した防潮扉の閉鎖体制について検討を行い、実施する				

意見要旨：引き続き、水防団との相互連絡体制継続する。まとめればよい。

既存アクション番号 ②-8

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
20	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 水防団 企業（港運会社、倉庫会社）	【達成】	【小会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 大阪府西大阪治水事務所では、地震津波訓練時に、休日を想定した職員の参集訓練を実施するとともに、特定配備職員の鉄扉閉鎖訓練を実施している。今後も、風水害訓練、地震津波訓練、震災対策訓練における参集訓練、連絡体制の強化を図っていく。 大阪市港湾局では、時間外の防潮扉閉鎖班を対象に参集訓練を実施しており、今後も継続実施していく。
	施策項目 (A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標 (7)	堤内地の浸水被害防止体制の確保			
	対象被害項目	防潮対策			
【内容】	施設管理者職員の参集訓練の実施による防潮扉閉鎖体制の強化を図る				

意見要旨：引き続き訓練を実施していく。まとめればよい。

既存アクション番号 ②-18

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
21	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局 【関連機関】 防潮扉管理企業 水防団	【達成】	【会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体とも連絡体制は整備済み。今後も必要な情報共有が図れるよう無線通信訓練等を実施していき、問題点があれば改定していく。
	施策項目 (B)	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標 (10)	堤内地の浸水被害低減体制の確保			
	対象被害項目	仕組み作り			
【内容】	防潮扉が万一閉鎖できない場合の情報連絡体制を構築する				

意見要旨：引き続き継続する。まとめればよい。

既存アクション番号 ②-7

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
22	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【達成】	【会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 東日本大震災による大津波では、防潮扉の閉鎖に出勤した職員が被災したことから、短時間で閉鎖を完了し職員の避難時間を確保するため、平成24年度から、大阪市全職員を対象とした時間外防潮扉閉鎖班を整備している。引き続き閉鎖作業の迅速化と確実性を確保することを目的として、定期的に研修・訓練を実施していく。
	施策項目 (A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標 (7)	堤内地の浸水被害防止体制の確保			
	対象被害項目	防潮対策			
【内容】	防潮扉閉鎖体制の中核である地区出動隊の防災機能を確保するための検討を行い、実施する				

意見要旨：引き続き訓練を行う。

評価(案)		理由
(統合1) (継続2)	・発災時における防潮扉の閉鎖は必要不可欠であるため、今後もアクション項目を継続する。	



見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
11	施策の方向性①	自然災害に強い港湾施設をつくる	官・民・水防団による防潮扉閉鎖体制の充実			
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標(3)	堤内地の浸水被害の低減				
	対象被害項目	防潮対策				
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる				
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ				
	アクション目標(7)	堤内地の浸水被害防止体制の確保				
	対象被害項目	防潮対策				
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる				
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標(10)	堤内地の浸水被害低減体制の確保				
対象被害項目	仕組み作り					
	<p>自然災害発生時における防潮体制を万全とするため、防潮扉の閉鎖体制の充実と、それに伴う訓練を継続的に実施する。</p> <p>◆防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保 ・近畿地方整備局 津波遡上区間の河川管理施設の耐震照査完了。必要に応順次対応する。 浸水被害の可能性のある水門・桶門等の遠隔操作設備を完了。 ・大阪府西大阪治水事務所 河川沿いの水防倉庫等に土嚢を準備。防潮扉の耐震性能を精査中。地震時に閉鎖できない可能性のある扉の対策を実施中。 ・大阪港湾局 簡易防潮設備設置作業の研修を定期的実施。区役所等関係機関との情報伝達訓練を実施。</p> <p>◆官民合同による防潮扉の閉鎖訓練 ・大阪府西大阪治水事務所 防潮扉閉鎖訓練として、毎年合同実施 ・水防団、臨港4区役所 防潮扉閉鎖訓練、水防工法訓練を毎年実施。水防団員の避難訓練実施。 ・大阪港湾局 防潮扉管理協定者への閉鎖指令伝達訓練を毎月実施。防潮扉閉鎖・避難訓練を毎年合同実施。</p> <p>◆防潮扉の閉鎖体制を充実するための地元住民との協力 ・水防団の紹介・団員募集に向けた啓発活動を継続する。</p> <p>◆施設管理者による参集訓練の実施 ・大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局 引き続き、参集訓練、連絡体制の強化を行う。</p> <p>◆防潮扉閉鎖不可時の情報伝達 引き続き、必要な情報共有が図れるように連絡体制を維持する。</p> <p>◆防潮扉閉鎖体制の維持 ・大阪港湾局・大阪市危機管理室 大阪市全職員を対象とした時間外防潮扉閉鎖班を整備している。 引き続き閉鎖作業の迅速化と確実性を確保することを目的として、定期的に研修・訓練を実施していく。</p>	<p>【実施主体】 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 臨港4区役所 水防団 防潮扉管理企業 防潮扉近隣住民</p> <p>【関連機関】 市民</p>				

【会議分類】 防潮施設関係小会議



既存アクション番号 ②-13、③-11

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
23	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 企業（港運会社、倉庫会社） 水防団	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府では、津波・高潮ステーションを活用した啓発活動を実施している。今後とも、官民連携した防災訓練の充実を図っていく。 此花区役所では、JR西日本が主体となり、JRゆめ咲線での津波を想定した夜間の避難誘導訓練を実施した。（H27.2） 大阪市港湾局では、大阪市震災総合訓練において、官民合同で集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を継続実施している。企業（港運会社、倉庫会社）に避難訓練の啓発をしている。
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保			
	対象被害項目	人			
	施策の方向性③	避難・救助を支援する			
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化			
対象被害項目	人				
【内容】	港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施する				

意見要旨：継続して取り組み行う。まとめればよい。

評価（案）		理由
（継続2）	・発災時における防潮扉の閉鎖は市民の生命や財産を守るために必要不可欠であるため、今後もアクション項目を継続する。	



見直し（案）

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
12	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 【関連機関】 企業（港運会社、倉庫会社） 水防団	→		
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ				
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保				
	対象被害項目	人				
	施策の方向性③	避難・救助を支援する				
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ				
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化				
対象被害項目	人					
【内容】	各管理主体が継続して官民合同による避難訓練の支援を行う。 ・大阪府西大阪治水事務所 津波・高潮ステーションを活用した啓発活動を実施している。 ・大阪港湾局 大阪市震災総合訓練に併せて、官民合同で集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を継続実施する。また、引き続き、企業（港運会社、倉庫会社）に避難訓練の啓発を行う。					

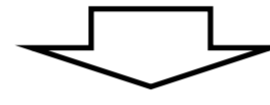
【小会議分類】 啓発関係小会議

既存アクション番号 ②-3、④-1

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
24	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府都市整備部河川課 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府西大阪治水事務所	【達成】	【会議分類】防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 大阪府都市整備部河川室では、津波防御施設の閉鎖状況など、Web方式による情報共有を運用している。 大阪市港湾局では、防潮扉集中監視装置の更新が完了し、インターネットを活用したWeb方式での『防潮扉閉鎖状況の情報提供システム（共同モニタリング）』を、平成26年度から運用開始している。 大阪府においても、Web方式による共同モニタリングによる情報共有を、平成26年度から運用開始している。
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（7）	堤内地の浸水被害防止体制の確保			
	対象被害項目	防潮対策			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（19）	防潮扉閉鎖情報の充実			
対象被害項目	防潮対策				
【内容】	施設管理者間において、共同で防潮扉の閉鎖状況を監視できる体制について検討を行い、実施する				

意見要旨：引き続き運用していく

評価（案）	理由
（削除2）	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府都市整備部河川室では、津波防御施設の閉鎖状況など、Web方式による情報共有を運用している。 大阪市港湾局では、防潮扉集中監視装置の更新が完了し、インターネットを活用したWeb方式での『防潮扉閉鎖状況の情報提供システム（共同モニタリング）』を、平成26年度から運用開始している。 大阪府においても、Web方式による共同モニタリングによる情報共有を、平成26年度から運用開始している。 共同モニタリングにより、防潮扉の開閉状況など、情報共有できる運用をしているため、アクション項目から削除する。



見直し（案）						
番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
—	施策の方向性					
	施策項目					
	アクション目標					
	対象被害項目					
	【内容】	削 除				

既存アクション番号 ②-4

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
25	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【達成】	【会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 各管理者において、パトロールや巡視などを継続実施しており、放置物などがあれば速やかな撤去に努めている。また、占有者に対して継続許可時などに注意喚起を実施している。今後も、対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行い、法手続きの検討も視野に入れた指導強化に努める。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(7)	堤内地の浸水被害防止体制の確保			
	対象被害項目	防潮対策			
【内容】	防潮扉閉鎖時に支障を及ぼす防潮扉周辺の放置自動車や物品に対する巡回監視活動の強化に向けた実施方法・実施体制について検討を行い、実施する				

意見要旨：引き続き巡回に努める。まとめればよい。

既存アクション番号 ②-5

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
26	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市港湾局 水防団 【関連機関】 民間事業者（レッカー事業者）	【達成】	【会議分類】 防潮施設関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時協定を締結している。今後は、平成26年度に改正された海岸法等の法手続きの検討も視野に入れた指導強化に努める。また、民間事業者等と車両等の移動についての協力体制を検討する。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(7)	堤内地の浸水被害防止体制の確保			
	対象被害項目	防潮対策			
【内容】	災害時において民間事業者等と連携した、防潮扉ルール上等の放置自動車や物品に対しての一時的な移動方法について検討を行い、実施する				

意見要旨：協力体制を確保する。まとめればよい。

既存アクション番号 ②-22

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
27	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【達成】	【会議分類】 維持管理関係小会議 【進捗状況等】 港湾域では、堤防敷の不法占用、不適正使用の調査を継続実施するとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。河川域でも、日常的に巡視を行うとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。また、使用許可の更新時などの機会に順次指導を行っている。今後も対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行っていく。
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標(12)	流出被害低減体制の確保			
	対象被害項目	船舶			
【内容】	自然災害により流出する恐れがある堤外地の放置自動車や物品の巡回監視活動の強化に向けた実施方法・実施体制について検討を行い、実施する				

意見要旨：引き続き巡回に努める。まとめればよい。

評価（案）

	理 由
(統合1) (統合2) (継続2) (継続3)	発災時には、速やかな防潮扉の閉鎖が必要不可欠であるため、今後もアクション項目を継続する。



見直し（案）

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
13	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪港湾局 水防団 【関連機関】 なし				
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標（7）	堤内地の浸水被害防止体制の確保					
	対象被害項目	防潮対策					
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる					
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する					
	アクション目標（12）	流出被害低減体制の確保					
	対象被害項目	物品					
	【内容】	<p>◆放置自動車、物品の監視・撤去指導 ・大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局 各管理者において、パトロールや巡視などを継続実施しており、放置物などがあれば速やかな撤去に努めている。また、占有者に対して継続許可時などに注意喚起を実施している。今後も、対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行い、法手続きの検討も視野に入れた指導強化に努める。</p> <p>◆災害時における連携した放置自動車や物品の移動体制の確保 ・大阪港湾局、水防団 各実施主体において、関係団体と災害時協定を締結している。今後も海岸法等の法手続きを視野に入れた指導強化に努める。</p> <p>◆流出する恐れのある放置自動車や物品の監視の充実 ・大阪府西大阪治水事務所、大阪港湾局 港湾域では、堤防敷の不法占用、不適正使用の調査を継続実施するとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。 河川域でも、日常的に巡視を行うとともに、所有者不明の不法占用物品について撤去作業を実施している。また、使用許可の更新時などの機会に順次指導を行っている。 今後も対象域内における流出する恐れのある放置物品等を減らす取組を行っていく。</p>					

【小会議分類】防潮施設関係小会議



既存アクション番号 ②-10、③-7

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
28	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 企業（港運会社、船社、倉庫会社等）	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府では、堤内地の被害対策を目的に鉄扉利用者向けの啓発と、堤外地の事業者・来訪者等も含めた津波・高潮防災啓発講座の取組を行っている。
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保			
	対象被害項目	人			
	施策の方向性③	避難・救助を支援する			
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化			
対象被害項目	人				
【内容】	企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する。啓発活動を更に積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する。				

意見要旨：引き続き啓発活動を実施していく。

既存アクション番号 ②-12、③-9、④-3

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
29	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪府危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 湾岸6区7消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業（港運会社、倉庫会社） 水防団	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府危機管理室では、ホームページにて津波浸水想定区域図の掲示、地域への浸水想定区域等の説明を実施し、本浸水想定区域図に基づき、各市町においてハザードマップが作成された。大阪府西大阪治水事務所では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後も津波、高潮災害に関する防災啓発を進めるとともに、大阪府在住の外国人の方に対する多言語化対応など、館内展示内容や説明ツール、スキルの充実を図っていく。大阪府危機管理室では、水害ハザードマップ（南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を掲載）、市民防災マニュアルを平成26年度に更新、全戸配布を実施。ホームページへの掲載を行っており、今後、水害ハザードマップ及び、市民防災マニュアルを見直し、HPの更新を実施する。大阪府消防局では、本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。大阪府港湾局では、平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発活動を行っている。また、要請に応じて避難訓練等を連携し実施することにより、防災意識・知識の向上を図っている。
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保			
	対象被害項目	人			
	施策の方向性③	避難・救助を支援する			
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化			
	対象被害項目	人			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ				
アクション目標（21）	避難情報の充実				
対象被害項目	人				
【内容】	港湾労働者を対象として、自然災害に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようになるための啓発活動を実施する。啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する。				

意見要旨：引き続き啓発活動を実施していく。まとめればよい。

既存アクション番号 ②-23、④-9

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
30	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 防潮扉管理企業 企業（港運会社、倉庫会社） 水防団	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後も、津波・高潮ステーションを活用した防災啓発活動を実施していく。大阪府港湾局では、平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標（13）	防災意識の啓発			
	対象被害項目	施設・物品			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
アクション目標（22）	防災情報の充実				
対象被害項目	施設・物品				
【内容】	港湾事業者を対象として、津波・高潮に対する知識を理解してもらい、貨物の浸水被害低減・流出防止に向けた啓発活動を実施する。啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する				

意見要旨：取り組みの継続、まとめればよい。

既存アクション番号 ②-24、④-10

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
31	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市危機管理室 企業（港運会社、倉庫会社）	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾事業者等に配付及び平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標（13）	防災意識の啓発			
	対象被害項目	施設・物品			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標（22）	防災情報の普及			
対象被害項目	施設・物品				
【内容】	港湾事業者を対象として、津波・高潮による被災状況や想定浸水深を示すとともに、被災想定に応じた行動、対策の事例などを記載した防災マップを作成し、配布する				

意見要旨：取り組みの継続、まとめればよい。

既存アクション番号 ③-10、④-4

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
32	施策の方向性③	避難・救助を支援する	【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府危機管理室 臨港4区役所 企業（港運会社、倉庫会社）	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 平成26年度に作成したリーフレット「みなとの津波防災」を港湾事業者等に配付及び平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発を行っている。
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化			
	対象被害項目	人			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（21）	避難情報の充実			
対象被害項目	人				
【内容】	港湾労働者の迅速な避難を促すため、避難ルート、避難場所、岸壁高さ、津波の想定浸水範囲や浸水深を示したパンフレットを作成し、港湾事業者等へ配布する				

意見要旨：引き続き啓発活動を実施していく。

既存アクション番号 ②-11、③-8

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
33	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 企業（港運会社、船社、倉庫会社等） 【関連機関】 大阪市港湾局	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪港運協会では、日本港運協会が作成した「事業継続計画書策定支援ツール」を会員へ周知している。大阪市港湾局では、要請に応じて防災講座等を実施し、自主防災組織の充実に向けた情報提供を行っている。さらに、大阪市震災総合訓練において、官民合同による集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を継続実施している。
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（9）	人の避難体制の確保			
	対象被害項目	人			
	施策の方向性③	避難・救助を支援する			
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（18）	人の避難の迅速化			
対象被害項目	人				
【内容】	企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて検討を行い、実施する（港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等）				

意見要旨：引き続き啓発活動を実施していく。

評価(案)		理由
(統合1) (継続2)	・企業の自主的な防災能力向上を目指すため、今後もアクション項目を継続する。	



見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
14	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	<p>【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 企業（港運会社、船社、倉庫会社等）</p> <p>【関連機関】 大阪府危機管理室 湾岸6区7消防署 臨港4区役所 水防団 防潮扉管理企業</p>			
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ				
	アクション目標(9)	人の避難体制の確保				
	対象被害項目	人				
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる				
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標(13)	防災意識の啓発				
	対象被害項目	施設・物品				
	施策の方向性③	避難・救助を支援する				
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ				
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化				
	対象被害項目	人				
	施策の方向性④	情報の共有化を図る				
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ				
アクション目標(21)	避難情報の充実					
対象被害項目	人					
施策の方向性④	情報の共有化を図る					
施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する					
アクション目標(22)	防災情報の普及					
対象被害項目	施設・物品					
【内容】	<p>◆港湾事業者や港湾労働者が自主的に適切な防災行動がとれるように、防災・減災知識の充実に向けた啓発活動を行い、自主防災への意識の向上を促す。 また、これらの取り組みから企業の防災能力を向上し、施設の浸水被害や物品の流出低減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西大阪治水事務所 「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後も津波、高潮災害に関する防災啓発を進めるとともに、大阪府在住の外国人の方に対する多言語化対応など、館内展示内容や説明ツール、スキルの充実を図っていく。 ・大阪市危機管理室 水害ハザードマップ（南海トラフ巨大地震の津波浸水想定や津波避難ビル等を掲載）、市民防災マニュアルを平成26年度に更新、全戸配布を実施。ホームページへの掲載を行っており、今後、水害ハザードマップ及び、市民防災マニュアルを見直し、HPを更新する。 ・大阪市消防局 本アクションプランの冊子を各消防署に配布するとともに、立入検査や自衛消防訓練指導等実施時に津波災害について普及啓発を実施している。 ・大阪港湾局 平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発や平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開設し、啓発活動を行っている。また、要請に応じて避難訓練等を連携し実施することにより、防災意識・知識の向上を図っている。 ・大阪港運協会 日本港運協会が作成した「事業継続計画策定支援ツール」を会員へ周知している。 大阪市港湾局では、要請に応じて防災講座等を実施し、自主防災組織の充実に向けた情報提供を行っている。さらに、大阪市震災総合訓練において、官民合同による集中監視装置による閉鎖指令伝達訓練及び防潮扉閉鎖・避難訓練を継続実施している。 					

【会議分類】 啓発関係小会議



既存アクション番号 ②-14、③-13、④-6

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
34	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市消防局	【達成】	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を行い、設置位置や向きの変更を実施してきた。しかし、風の強さ・向き、周辺建物の高さ・形状により、音の伝搬が変わるため、 デジタル化に併せて同報系無線のスピーカー等の改修を行う（令和2年度予定） また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を広く発信している。 大阪市消防局では、大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、火災や救急事案等に出場していない消防車両等は、すみやかに避難広報活動を実施することとしているが、避難広報活動実施中であっても、火災や救急事案等を感知すればその対応を優先する。 大阪市港湾局では、遠地地震時（H22チリ地震、H23東日本大震災）に大阪海上保安監部とともに船舶による巡視・広報を実施。また、平成28年3月海岸法に基づく「大阪市港湾局水門及び防潮扉操作取扱要綱」を策定し、防潮扉管理協定者へ避難場所を定めることの啓発を行っている。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(9)	人の避難体制の確保			
	対象被害項目	人			
	施策の方向性③	避難・救助を支援する			
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化			
	対象被害項目	人			
施策の方向性④	情報の共有化を図る				
施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ				
アクション目標(21)	避難情報の充実				
対象被害項目	人				
【内容】	港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する				

意見要旨：継続して取り組みを行う。

既存アクション番号 ②-16、③-16、④-7

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
35	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 臨港4区役所	【達成】	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を行い、設置位置や向きの変更を実施してきた。しかし、風の強さ・向き、周辺建物の高さ・形状により、音の伝搬が変わるため、 デジタル化に併せて同報系無線のスピーカー等の改修を行い、音声・音質の大きさの調整を実施していく。（令和2年度完成予定） また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市港湾局は、港湾関係事業者への防災講座を通して、周知・啓発を実施するとともに、「大阪港BCP協議会」に参加し、連絡体制について検討している。なお、防潮扉管理企業へは、防潮扉集中監視装置により情報の伝達は可能となっている。 大阪港運協会は、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(9)	人の避難体制の確保			
	対象被害項目	人			
	施策の方向性③	避難・救助を支援する			
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化			
	対象被害項目	人			
施策の方向性④	情報の共有化を図る				
施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ				
アクション目標(21)	避難情報の充実				
対象被害項目	人				
【内容】	港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施するまた、複数の情報手段を検討する				

意見要旨：継続して取り組みを行う。

既存アクション番号 ②-25、④-14

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
36	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市危機管理室 【関連機関】 大阪市建設局 臨港4区役所 大阪港湾局	【達成】	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪市危機管理室では、同報系無線は、音の届く範囲を市域の100%に近づけるための防災スピーカーの移設・増設等の緊急整備を行い、設置位置や向きの変更を実施してきた。しかし、風の強さ・向き、周辺建物の高さ・形状により、音の伝搬が変わるため、 デジタル化に併せて同報系無線のスピーカー等の改修を行い、音声・音質の大きさの調整を実施していく。（令和2年度完成予定） また、各携帯会社が提供する緊急速報メールにより、災害発生時における避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信するサービスの運用を開始している。さらに、市職員向けには「緊急通報システム」を活用し、防災担当者を対象に個人の携帯電話にメール情報を配信している。 大阪市建設局では、気象庁からの情報をメール等を活用し携帯電話で受信、また、国や府からの情報をFAX等で受信し電話で着信等を確認している。さらに、その他エリアメールを活用した情報収集を実施。 臨港4区役所では、ツイッターやフェイスブックを利用し、災害情報を港湾労働者に限らず広く発信している。
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標(14)	情報伝達体制の確保			
	対象被害項目	仕組み作り			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標(23)	情報伝達機能の確保			
	対象被害項目	仕組み作り			
【内容】	被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する				

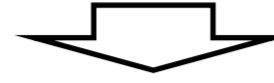
意見要旨：引き続き実施していく。

既存アクション番号 ②-26、④-11

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
37	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 なし	【達成】	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪市港湾局では、貨物などの浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する。 防潮扉の管理企業へは、「防潮扉集中監視装置」による情報伝達訓練を毎月1回実施している。 大阪港運協会では、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制について検討している。 防災スピーカーの情報を活用し、避難訓練を行っている。TEL、FAXのほか、メールでの連絡体制を整備している。
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標(14)	情報伝達体制の確保			
	対象被害項目	施設・物品			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標(23)	情報伝達機能の確保			
	対象被害項目	施設・物品			
【内容】	貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する				

意見要旨：引き続き実施していく。

評価(案)		理由
(統合1) (継続2)	・緊急時における情報伝達を充実させる目的であるため、アクション項目を統合するとともに、今後も引き続いて取り組みを行う。	



見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間							
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期					
15	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪港湾局 臨港4区役所 大阪港運協会 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市消防局 大阪市建設局								
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ									
	アクション目標(9)	人の避難体制の確保									
	対象被害項目	人									
	施策の方向性③	避難・救助を支援する									
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ									
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化									
	対象被害項目	人									
	施策の方向性④	情報の共有化を図る									
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ									
	アクション目標(21)	避難情報の充実									
	対象被害項目	人									
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる									
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する									
	アクション目標(14)	情報伝達体制の確保									
	対象被害項目	仕組み作り									
	施策の方向性④	情報の共有化を図る									
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する									
	アクション目標(23)	情報伝達機能の確保									
	対象被害項目	施設・物品									
		各管理主体により取り組みを継続する									
	【内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市危機管理室 同報系無線のスピーカーによる緊急情報伝達 各携帯電話会社が提供する緊急速報メールによる避難勧告・指示等の緊急情報を一斉配信 市職員への「緊急通報システム」を活用した情報配信 防災アプリやSNSを利用した災害情報の発信 ・臨港4区役所 SNSを利用した災害情報の発信 ・大阪港湾局 防潮扉管理協定者の避難場所を定める取り組みの継続 港湾関係事業者に対して、防災講座を通じた周知・啓発を継続 「大阪港BCP協議会」に参加し、連絡体制を更新 防潮扉管理企業への防潮扉集中監視装置による情報伝達の継続（1回/月の訓練） ・大阪港運協会 各関係機関との連絡体制を更新 ・大阪市建設局 気象庁からの情報、国や府からの情報をメールやFAXで受信し確認。 その他エリアメールを活用した情報収集 									

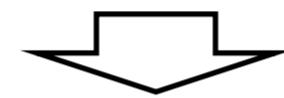
【小会議分類】情報関係小会議

既存アクション番号 ②-15、③-17、④-8

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
38	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪市危機管理室 大阪市消防局	【達成】	【会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあっては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 大阪市消防局では大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保。 大阪市港湾局では、所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施する。
	施策項目 (A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標 (9)	人の避難体制の確保			
	対象被害項目	人			
	施策の方向性③	避難・救助を支援する			
	施策項目 (A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標 (18)	人の避難の迅速化			
	対象被害項目	人			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目 (A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
アクション目標 (21)	避難情報の充実				
対象被害項目	人				
【内容】	公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する				

意見要旨：取り組みの継続

評価(案)	理由
(削除2)	<ul style="list-style-type: none"> 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順等を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあっては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 大阪市消防局では大阪府下に津波警報及び大津波警報が発表された場合、大阪港内の船舶等に対し消防艇による避難広報活動を実施する体制を確保。 大阪市港湾局では、所属船舶の保全を考慮しつつ避難等の途上、可能であればマイク等による避難広報等を実施する。 避難広報の実施体制は整備されているため、アクション項目から削除する。



見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
—	施策の方向性	削 除				
	施策項目					
	アクション目標					
	対象被害項目					
	【内容】					

既存アクション番号 ②-27、④-12、⑤-4

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
39	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 企業（電気、ガス、電話事業者）	【達成】	【会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、大阪市と各ライフライン事業者との連絡体制を構築した。
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標（14）	情報伝達体制の確保			
	対象被害項目	仕組み作り			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標（23）	情報伝達機能の確保			
	対象被害項目	仕組み作り			
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する			
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する			
アクション目標（27）	復旧支援体制の確保				
対象被害項目	仕組みづくり				
【内容】	ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する				

意見要旨：連絡体制は構築済

評価（案）		理 由
（削除2）	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市港湾局所管施設における被災状況のうち、防潮扉閉鎖不可情報および橋梁・トンネルの通行不可情報について、大阪市と各ライフライン事業者との連絡体制を構築した。 ・各ライフライン事業者との連絡体制は構築できているため、アクション項目から削除する。 	



見直し（案）		アクション項目	実施主体・関連機関	達成期間		
番 号 理	方向性や項目等			項目名称	短期	中期
—	施策の方向性 施策項目 アクション目標 対象被害項目 【内容】	ライフライン事業者への被災情報連絡網の 充実				

削除

見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
★ 16	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市危機管理室 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪港湾局	■		
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標(9)	人の避難体制の確保				
	対象被害項目	人				
	【内容】	<p>◆高潮避難に関する検討を行い、避難勧告基準を作成する。</p> <p>令和元年12月に大阪府河川整備審議会「第4回高潮専門部会」において、「想定し得る最大規模の高潮」で浸水想定シミュレーション結果が示された。これに基づき、高潮避難に関する検討を行い、令和2年8月に大阪府港湾局により高潮浸水想定区域が指定・公表している。</p> <p>・大阪市危機管理室 高潮浸水想定区域の指定に伴い、大阪域における高潮に関する避難情報の発令基準等を定め、9月1日から運用を開始している。 今後、避難勧告等に関するガイドラインの改定等に併せて、更新していく。</p>				

【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議

見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
★ 17	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市危機管理室 企業（港運会社、船社、 倉庫会社等） 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪港湾局	■		
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標（G）	人の避難体制の確保				
	対象被害項目	人				
【内容】	<p>◆施設の災害への備えとしてリスクやとるべき行動を平時から確認するため、水害ハザードマップや避難計画を作成する。</p> <p>令和元年12月に大阪府河川整備審議会「第4回高潮専門部会」において、「想定し得る最大規模の高潮」で浸水想定シミュレーション結果が示された。これに基づき、令和2年8月に大阪府港湾局により高潮浸水想定区域が指定・公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市危機管理室 高潮浸水想定区域の指定に伴い、大阪市内における高潮に関する避難情報の発令基準等を定め、9月1日から運用を開始している。 ・大阪港湾局 水害ハザードマップへは、更新に併せて、高潮浸水想定区域図を掲載していく。 高潮災害については、大阪市地域防災計画の修正等を行うとともに、市民等への周知・啓発を行っていく。 ・大阪港湾局 ホームページで「港の防災対策」の啓発を行い、企業の避難計画策定を支援する。 ・企業（港運会社、船社、倉庫会社等） 大阪市内の避難発令基準等をもとに避難計画を作成する。 					

【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議

既存アクション番号 ②-28、④-13

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
40	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府警察本部 臨港4区役所 企業（電気、ガス、電話事業者）	【達成】	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、次の会議・訓練などを開催もしくは参加し、情報共有化を図っている。 ○会議等 ・市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会 ・府県との災害協定の見直しによる意見交換会 ・大阪湾港湾機能継続計画推進協議会 ・近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議 ・近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ ・大阪湾港湾広域防災協議会 ・大阪湾津波防災対策に関する打合せ ・津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ ・南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会 ・「南海トラフ地震に関連する情報」等に関する説明会 ・石油コンビナート防災対策技術研究会 ○訓練 ・堺東北港堺2区基幹的広域防災拠点にて、現地総合訓練 ・淀川水防・大阪府地域防災総合演習 ・大阪府地震・津波災害対策訓練 ○その他 ・派遣情報（TEC-FORCE通信）をHPで情報発信（近畿地方整備局） ・ハザードマップポータルサイト、DIMAPS(統合災害情報システム)をHPで情報発信 ・震災対策技術展、防犯防災総合展、建設技術展での講演、パネル展示等 ・「防災とボランティアの日」講演会
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標（14）	情報伝達体制の確保			
	対象被害項目	仕組み作り			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標（23）	情報伝達機能の確保			
対象被害項目	仕組み作り				
【内容】	各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う				

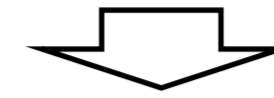
意見要旨：引き続き実施する。まとめればよい。

既存アクション番号 ②-29、④-15

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
41	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局企画部 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務所 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表 【関連機関】 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 企業（電気、ガス、電話事業者）	【達成】	【小会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、定期的に会議等を開催し、情報共有化を図っている。 ＜大阪湾港湾広域防災協議会＞ 大規模地震や津波による複数の港湾にまたがる広域災害が発生時に、大阪湾諸港の港湾機能が麻痺又は低下することによる国民生活等への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を協議。 ＜大阪湾津波防災対策に関する打合せ＞ 府市の防潮関連部門（河川・港湾）の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 ＜津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ＞ 国・府・市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 ＜南海トラフ巨大地震に対する土木構造物耐震対策検討部会＞ 国、大阪府、大阪市、兵庫県、和歌山県、堺市で、想定外力による防潮堤、港湾・河川構造物の耐震性能評価を行い、ハード面における情報共有を行っている。 ＜湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議＞ 西部8区（西淀川区、此花区、港区、大正区、住之江区、淀川区、福島区、西区）と危機管理室で対策の見直しや新たな課題への対策等を協議。 ＜大阪湾機能継続計画推進協議会＞ ＜石油コンビナート防災対策技術研究会＞ 研究機関が連携し、大規模な地震・津波による油類流出被害のリスク解析とそれを軽減する新技術の検討を目的とした研究会に関係行政機関がオブザーバー参加。
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標（14）	情報伝達体制の確保			
	対象被害項目	仕組み作り			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目（B）	自然災害による被害や影響を低減する			
	アクション目標（23）	情報伝達機能の確保			
対象被害項目	仕組み作り				
【内容】	大阪地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する				

意見要旨：引き続き実施する。まとめればよい。

評価(案)		理由
(統合1) (継続4)	・関係機関による定期的な防災会議等は情報の共有や協議に有効であるため、継続する。	



見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
18	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局防災室 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪府危機管理室 大阪港湾局 大阪市建設局 大阪市消防局 臨港4区役所 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表 【関連機関】 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者、OSAKAMETRO)			
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標(14)	情報伝達体制の確保				
	対象被害項目	仕組み作り				
	施策の方向性④	情報の共有化を図る				
	施策項目(B)	自然災害による被害や影響を低減する				
	アクション目標(23)	情報伝達機能の確保				
	対象被害項目	仕組み作り				
	【内容】	<p>定期的な防災連絡会議(委員会)等の開催による情報共有</p> <p>◆各実施主体は継続して、次の会議・訓練などを通じて、情報共有を行う。</p> <p>○会議等 <大阪湾港湾広域防災協議会> 大規模地震や津波による複数の港湾にまたがる広域災害が発生時に、大阪湾諸港の港湾機能が麻痺又は低下することによる国民生活等への影響を最小限とすべく、関係行政機関が相互に協力し、港湾機能を継続するために、必要な事項を協議。 <大阪湾津波防災対策に関する打合せ> 府市の防潮関連部門(河川・港湾)の参加により、府市の防潮施設等についての情報共有を進めている。 <津波時の防潮扉操作に関する大阪府・大阪市・国土交通省打合せ> 国・府・市の防潮部門の参加により、国・府の防潮施設と操作者である水防団との間での情報共有を進めている。 <湾岸部津波対策の推進に係るワーキング会議> 津波浸水害からの大阪市内における2次避難対策として、避難及び受入計画の策定を検討。 <大阪湾港湾機能継続計画推進協議会> <石油コンビナート防災対策技術研究会> 研究機関が連携し、大規模な地震・津波による油類流出被害のリスク解析とそれを軽減する新技術の検討を目的とした研究会に関係行政機関がオブザーバー参加。 <市町村との災害協定の申し合わせによる意見交換会> <府県との災害協定の見直しによる意見交換会> <近畿地方の港湾における地震・津波対策検討会議> <近畿圏における広域津波対策ワーキンググループ> <「南海トラフ地震に関連する情報」等に関する説明会></p> <p>○訓練 ・堺北港堺2区基幹的広域防災拠点にて、現地総合訓練 ・淀川水防・大阪府地域防災総合演習 ・大阪府地震・津波災害対策訓練</p> <p>○その他 ・派遣情報(TEC-FORCE通信)をHPで情報発信(近畿地方整備局) ・ハザードマップポータルサイト、DIMAPS(統合災害情報システム)をHPで情報発信 ・震災対策技術展、防犯防災総合展、建設技術展での講演、パネル展示等 ・「防災とボランティアの日」講演会</p>				

【小会議分類】情報関係小会議

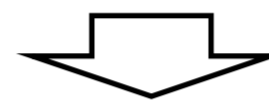


既存アクション番号 ②-30、⑤-1

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
42	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	【達成】	【会議分類】復旧対策関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、（一社）日本建設業連合会・（一社）大阪建設業協会・（社）日本埋立浚渫協会・（社）日本橋梁建設協会、（公社）土木学会関西支部、（公社）全国コンクリートブロック協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 また、複数の府県に渡るような広域災害時の対応として、国土交通省、各府県及び政令市、関係機関と指定公共機関でもある（一社）日本建設業連合会との包括協定をH29年2月に締結している。 大阪府は、 三大水門の更新について、検討を実施中。
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標（15）	防潮機能復旧体制の確保			
	対象被害項目	防潮対策			
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する			
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する			
アクション目標（26）	防潮機能の復旧				
対象被害項目	防潮対策	【関連機関】 企業（建設業）			
【内容】	津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する				

意見要旨：実施体制は確保されている。

評価（案）	理由
（継続3）	・引き続き、水門本体の津波対応について実施体制を検討する。



見直し（案）

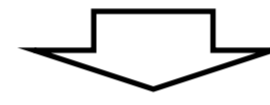
番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
19	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪府都市整備部事業管理室 大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪港湾局	【会議分類】復旧対策関係小会議	→	
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する				
	アクション目標（15）	防潮機能復旧体制の確保				
	対象被害項目	防潮対策				
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する				
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する				
アクション目標（26）	防潮機能の復旧	【関連機関】 企業（建設業）				
対象被害項目	防潮対策	・自然災害発生における防潮堤応急復旧対策の実施体制を継続する。 ・各実施主体において、（一社）日本建設業連合会・（一社）大阪建設業協会・（社）日本埋立浚渫協会・（社）日本橋梁建設協会、（公社）土木学会関西支部、（公社）全国コンクリートブロック協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 ・また、複数の府県に渡るような広域災害時の対応として、国土交通省、各府県及び政令市、関係機関と指定公共機関でもある（一社）日本建設業連合会との包括協定をH29年2月に締結している。 ・大阪府は、三大水門の更新について、引き続き検討を実施していく。				

既存アクション番号 ②-31、⑤-5

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
43	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪府港湾局 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市危機管理室 企業（航空調査会社）	【達成】	【小会議分類】 復旧対策関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時の調査等の相互協力に関する協定を締結している。 近畿地方整備局港湾空港部では、港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体（一社）日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本海上起重技術協会近畿支部、（一社）海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会、（一社）日本理立浚渫協会近畿支部の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。（H28.2）（R1.11内容一部改訂）。 近畿地方整備局河川部では、最大クラスの地震及び津波遡上時に被災する可能性のある堤防及び樋門等の照査を実施。 大阪府では、防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、適正な運用に努めている。 大阪府港湾局では、大阪湾BCPの情報伝達に係る図上訓練に参加（RO1.12）、ドローンを活用した被災調査を検討中。
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保			
	対象被害項目	船舶・港湾機能			
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する			
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する			
アクション目標（28）	物流機能の復旧				
対象被害項目	船舶・港湾機能				
【内容】	津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する				

意見要旨：継続して実施

評価（案）	理由
（統合2） （継続3）	・最新技術の導入が見込まれることから、継続する。



高潮や暴風対策と統合する
見直し（案）

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間			【小会議分類】 復旧対策関係小会議
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期	
★ 20	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪府港湾局 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪市危機管理室 企業（航空調査会社）	→			
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する					
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保					
	対象被害項目	船舶・港湾機能					
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する					
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する					
	アクション目標（28）	物流機能の復旧					
	対象被害項目	船舶・港湾機能					
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する					
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する					
	アクション目標（24）	復旧情報の共有					
	対象被害項目	港湾機能・施設					
【内容】	<p>各実施主体において、関係団体と災害時の調査等の相互協力に関する協定を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近畿地方整備局港湾空港部 港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体（一社）日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本海上起重技術協会近畿支部、（一社）海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会、（一社）日本理立浚渫協会近畿支部の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結。（H28.2）（H30.6内容一部改訂）（R1.11内容一部改訂）。 ・近畿地方整備局河川部 最大クラスの地震及び津波遡上時に被災する可能性のある堤防及び樋門等の照査を実施。 ・大阪府西大阪治水事務所 防災ボランティア制度による緊急点検調査報告など、被災時に多くの情報が確保できる制度を確立し、適正な運用に努めている。 ・大阪府港湾局 災害時における調査等の相互協力について土木学会関西支部と協定を締結している。 大阪湾BCPの情報伝達に係る訓練に参加している。 「ドローン」を始めとする新たな技術の導入検討を行い、迅速かつ安全な日常点検作業並びに災害発生時の迅速な被災状況の把握を行うため活用する。飛行・撮影の現地調整及び国土交通省航空局の許可が得られた防波堤に対し運用を行い、災害発生時の対応に備える。 						

既存アクション番号 ②-32、⑤-6

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
44	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪市港湾局 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪輪広域臨海環境整備センター 企業（建設業）	【未達成】	【会議分類】 復旧対策関係小会議 【進捗状況等】 大阪市港湾局では、被災時の状況に応じて、所管船舶で可能な初期調査等を実施することとしている。また、被災後の散乱物品の撤去・回収作業に関するマニュアルを作成し、関係機関と共有を進めている。 令和3年1月の震災訓練に併せて、民間事業者へマニュアルの周知を図る予定。
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保			
	対象被害項目	船舶・物品・港湾機能			
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する			
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する			
アクション目標（28）	物流機能の復旧				
対象被害項目	船舶・物品・港湾機能				
【内容】	被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる				

意見要旨：マニュアルを作成し、関係機関と調整を進め、共有を踏っている。

評価（案）		理 由
（継続3）		・マニュアルを精査し、令和3年度に民間事業者へマニュアルの周知を図る。



見直し（案）

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
21	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 大阪港湾局 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪輪広域臨海環境整備センター 企業（建設業）	■		
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する				
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保				
	対象被害項目	船舶・物品・港湾機能				
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する				
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する				
アクション目標（28）	物流機能の復旧					
対象被害項目	船舶・物品・港湾機能					
【内容】	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる 大阪港湾局では、被災時の状況に応じて、所管船舶で可能な初期調査等を実施することとしている。また、被災後の散乱物品の撤去・回収作業に関するマニュアルを精査し、関係機関と共有を進めている。 令和3年度に民間事業者へマニュアルの周知を図る予定。 					

【会議分類】 復旧対策関係小会議

既存アクション番号 ②-33、⑤-7

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
45	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局	【達成】	【小会議分類】 復旧対策関係小会議 【進捗状況等】 近畿地方整備局では、「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」において回収海域の優先順位、漂流物の発生量の検討をそれぞれH24年度に完了し、H25年度に「大阪湾BCP(案)」としてとりまとめた。また、H26.1に「大阪湾に係る緊急確保航路」が政令で指定、H28.7に「瀬戸内海に係る緊急確保航路」が政令で追加指定された。さらに、H29.12に4つの地方整備局（近畿・中国・四国・九州）と3つの管区海上保安本部（第五・第六・第七）の7機関において「瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ」を締結した。 大阪市港湾局は、被災時の状況に応じて、所管船舶より日常実施している漂流物の撤去や所管測量船により航路泊地の水深確認・水没障害物等の調査に対応する。また、回収した漂流物の一時保管場所及び最終処分までの手順等について検討をすすめる。 また、H28.2に港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体（（一社）日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本海上起重技術協会近畿支部、（一社）海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会、（一社）日本理立浚渫協会近畿支部）の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結している。（RO1.11内容一部改訂）。
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保			
	対象被害項目	船舶・港湾機能			
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する			
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する			
アクション目標（28）	物流機能の復旧				
対象被害項目	船舶・港湾機能				
【内容】	津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する		【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業（建設業）		

意見要旨：包括協定の一部を改訂予定であり、継続実施

既存アクション番号 ②-34、⑤-8

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
46	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局	【達成】	【小会議分類】 復旧対策関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、航路浚渫の実施体制については、一定確保している。 近畿地方整備局では、H24.4に（一社）海洋調査協会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会、（一社）日本潜水協会と海上・海中障害物調査に向けた災害時の応急対策にかかる協定を締結した。 また、H28.2に港湾空港部、管内港湾管理者および港湾関係7団体（（一社）日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、（一社）日本海上起重技術協会近畿支部、（一社）海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、（一社）港湾技術コンサルタンツ協会、（一社）日本理立浚渫協会近畿支部）の三者による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結している。（RO1.11内容一部改訂）。 大阪市港湾局は大阪湾BCPの情報伝達に係る図上訓練に参加（RO1.12） 今後は、浚渫土の土捨て場所について、検討が必要。
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保			
	対象被害項目	船舶・港湾機能			
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する			
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する			
アクション目標（28）	物流機能の復旧				
対象被害項目	船舶・港湾機能				
【内容】	津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する		【関連機関】 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業（建設業）		

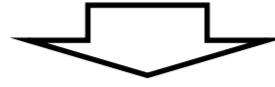
意見要旨：包括協定の一部を改訂予定であり、継続実施

既存アクション番号 ②-35、④-16、⑤-9

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
47	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	【達成】	【小会議分類】 復旧対策関係小会議 【進捗状況等】 各実施主体において、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結しており、実施体制はおおむね確保されている。 近畿地方整備局港湾空港部では、大阪湾港湾機能継続計画推進協議会において、港湾活動の機能継続に向けた大阪湾BCP（案）を作成・公表し、大阪湾BCP（案）の実行性を高めるために関係機関・関係者が参加した訓練を実施している。（H24度～実施中） 大阪府西大阪治水事務所では、安治川・尻無川・木津川水門について、H27年に（一社）日本建設業連合会と連携し緊急撤去施工計画に関するWGを開催し、副水門は波圧に耐え得るよう改築が完了。現在、木津川水門から順に、新水門の検討を進めている。 大阪市建設局では、H25に（一社）日本建設業連合会、（一社）大阪建設業協会と災害時の応援復旧の協力に関する協定を締結。 大阪市港湾局では、大阪湾BCPの情報伝達に係る図上訓練を実施（RO1.12）
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保			
	対象被害項目	防潮対策・施設・港湾機能			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する			
アクション目標（24）	復旧情報の共有				
対象被害項目	防潮対策・施設・港湾機能				
施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する				
施策項目（C）	早期に港湾機能を回復する				
アクション目標（28）	物流機能の復旧				
対象被害項目	防潮対策・施設・港湾機能				
【内容】	被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する		【関連機関】 企業（建設業） 岸壁利用者		

意見要旨：包括協定の実行性向上のため、継続実施

評価(案)		理由
(統合1) (統合2) (継続2)	・発災時において、速やかな水域の復旧に向けては、取り組みの継続が必要であるため、今後もアクション項目を継続する。	



見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
22	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪港湾局 【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業（建設業） 岸壁利用者			
	施策項目(C)	早期に港湾機能を回復する				
	アクション目標(16)	物流機能復旧体制の確保				
	対象被害項目	船舶・港湾機能				
	施策の方向性④	情報の共有化を図る				
	施策項目(C)	早期に港湾機能を回復する				
	アクション目標(24)	復旧情報の共有				
	対象被害項目	防潮対策・施設・港湾機能				
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する				
	施策項目(C)	早期に港湾機能を回復する				
	アクション目標(28)	物流機能の復旧				
	対象被害項目	船舶・港湾機能				
【内容】	<p>◆官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制 自然災害発生後における水域の漂流物を迅速に回収できる体制を継続する。 ・近畿地方整備局 大阪湾BCP(案)をとりまとめ(H25) 大阪湾に係る緊急確保航路が政令で指定(H26.1) 瀬戸内海に係る緊急確保航路が政令で指定(H28.7) 瀬戸内海等における航路啓開活動に関する申合せ(H29.12) 4つの地方整備局(近畿・中国・四国・九州)と3つの管区海上保安本部(第五・第六・第七)の7機関 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定(H28.2)(R1.1.11内容一部改訂) 港湾空港部、管内港湾管理者及び港湾関係7団体(一社)日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本海上起重技術協会近畿支部、(一社)海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部)の三者 ・大阪港湾局 被災時の状況に応じて、所管船舶により日常実施している漂流物の撤去や所管測量船により航路泊地の水深確認・水没障害物等の調査に対応する。回収した漂流物の一時保管場所及び最終処分までの手順等について検討を進める。</p> <p>◆官民連携による航路浚渫の実施体制 自然災害発生後(津波来襲後)における航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施体制を継続する。 ・近畿地方整備局 海上・海中障害物調査に向けた災害時の応急対策にかかる協定(H24.4) 近畿地方整備局、(一社)海洋調査協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会、(一社)日本潜水協会 災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定(H28.2)(R1.1.11内容一部改訂) 港湾空港部、管内港湾管理者及び港湾関係7団体(一社)日本潜水協会、全国浚渫業協会関西支部、(一社)日本海上起重技術協会近畿支部、(一社)海洋調査協会、近畿港湾空港建設協会連合会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会、(一社)日本埋立浚渫協会近畿支部)の三者 ・大阪港湾局 大阪湾BCPの情報伝達に係る訓練に参加している。 浚渫土の土捨場について検討が必要</p> <p>◆官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制 被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧体制を継続する。 ・近畿地方整備局 大阪湾BCP(案)の実効性を高めるために関係機関・関係者が参加した訓練を継続する。 ・大阪府都市整備部事業管理室、大阪府都市整備部河川室、大阪府西大阪治水事務所 各実施主体において、(一社)日本建設業連合会・(一社)大阪建設業協会・(社)日本埋立浚渫協会・(社)日本橋梁建設協会、(公社)土木学会関西支部、(公社)全国コンクリートブロック協会など、関係団体と災害時の応急復旧に関する協定を締結している。 ・大阪市建設局 災害時の応援復旧の協力に関する協定(H25) 大阪市建設局、(一社)日本建設業連合会、(一社)大阪建設業協会 ・大阪港湾局 大阪湾BCPの情報伝達に係る訓練に参加している。</p>					

【小会議分類】復旧対策関係小会議

既存アクション番号 ②-36、⑤-12

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
48	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 財務省大阪税関 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市港湾局 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 大阪港タグセンター事業 協同組合 大阪湾水先区水先人会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 【関連機関】 近畿運輸局 神戸市港湾局 協定締結先	【達成】	【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 平成27年度 「大阪港BCP・海上対策関係小会議」の分科会として設置した「大阪港BCP協議会」により、「大阪港BCP」を策定 平成28年度 地震・津波アクションプランに位置付け取組み開始。 平成30年度 訓練等実施 令和元年度 大阪港湾局 大阪市港湾局 大阪市震災総合訓練と連携した情報伝達訓練を実施（R2.1） 被災後の係留施設において緊急物資輸送船等の利用可否判断が速やかにできるよう、設定した被災点検項目に基づき、地震後の変異を計測するための計測基準点を設置 高潮・暴風災害時の大阪港BCPを策定（R2.2予定） 大阪港BCPを協議会構成員のBCPや防災計画に反映するため、BCPの作成例を構成員に周知し、啓発を行った（R2.2） 大阪港BCP協議会（R1.6、R2.2開催予定） 大阪港埠頭（株） 阪神国際港湾（株）と連携して保有資産の応急復旧に向けた取り組みの検討を行うとともに社内体制の整備 大阪税関 衛星携帯電話を使用した情報伝達訓練の取り組み 今後も、大阪港BCP協議会を開催し、大阪港BCP事前対策や、教育・訓練等により継続的な計画の見直し・改善を行う。 重要インフラ（内質ユニットロード、クルーズターミナル、臨港道路、防波堤）に関して大阪港BCPの充実を図る。
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保			
	対象被害項目	港湾機能・仕組み作り			
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する			
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標（28）	物流機能の復旧			
	対象被害項目	港湾機能・仕組み作り			
	【内容】	危機的事象の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送（重要機能）への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とし、官民の港湾関係者からなる「大阪港BCP協議会」を通じ、大阪港BCPに定める事前対策や教育・訓練、さらにはPDCAの手法による継続的な計画の見直し・改善を行う。			

意見要旨：

評価（案）

理由
（統合2） （継続2） （継続4）
・発災時における大阪港BCPは、取り組みの継続が必要であるため、今後もアクション項目を継続する。

高潮や暴風対策と統合する
見直し（案）

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
★ 23	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪海上保安監部 財務省大阪税関 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 大阪市建設局 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 大阪港タグセンター事業 協同組合 大阪湾水先区水先人会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社 【関連機関】 近畿運輸局 神戸市港湾局 協定締結先	→		
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する				
	アクション目標（16）	物流機能復旧体制の確保				
	対象被害項目	港湾機能・仕組み作り				
	施策の方向性②	自然災害に強い人・組織をつくる				
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する				
	アクション目標（24）	復旧情報の共有				
	対象被害項目	港湾機能				
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する				
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する				
アクション目標（28）	物流機能の復旧					
対象被害項目	港湾機能・仕組み作り					
【内容】	危機的事象の発生時における初動時の対応や緊急物資輸送、幹線貨物輸送（重要機能）への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とし、官民の港湾関係者からなる「大阪港BCP協議会」を通じ、さらにはPDCAの手法による継続的な計画の見直し・改善を行う。 平成27年度 「大阪港BCP・海上対策関係小会議」の分科会として設置した「大阪港BCP協議会」により、「大阪港BCP」を策定 平成28年度 地震・津波アクションプランに位置付け取組み開始。 平成30年度 訓練等実施 令和元年度 大阪港湾局 大阪市震災総合訓練と連携した情報伝達訓練を実施（R2.1） 被災後の係留施設において緊急物資輸送船等の利用可否判断が速やかにできるよう、設定した被災点検項目に基づき、地震後の変異を計測するための計測基準点を設置 高潮・暴風災害時の大阪港BCPを策定（R2.2） 大阪港BCPを協議会構成員のBCPや防災計画に反映するため、BCPの作成例を構成員に周知し、啓発を行った（R2.2） 大阪港BCP協議会（R1.6、R2.2開催） 大阪港埠頭（株） 阪神国際港湾（株）と連携して保有資産の応急復旧に向けた取り組みの検討を行うとともに社内体制の整備 大阪税関 衛星携帯電話を使用した情報伝達訓練の取り組み 今後も、大阪港BCP協議会を開催し、大阪港BCP事前対策や、教育・訓練等により継続的な計画の見直し・改善を行う。 重要インフラ（内質ユニットロード、クルーズターミナル、臨港道路、防波堤）に関して大阪港BCPの充実を図る。					

【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議

既存アクション番号 ③-1、④-2

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
49	施策の方向性③	避難・救助を支援する	【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局 【関連機関】 なし	【達成】	【会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 大阪海上保安監部・大阪府・大阪市で協力し、平成30年度に船舶津波対応要領の改定を行い、関係者に周知。第五管区海上保安本部では、平成24年12月1日から、本部管内保安部署が地震、津波等により通信機能が遮断された場合を想定し、各港長等が発出する勧告等につき、国際VHF放送による各船舶局への周知、インターネットファックスによる各港、海事関係者への配信及び放送機関への広報を実施するとともに、インターネット（第五管区海の安全情報）により周知する取り組みを実施している。（平成26年度から継続実施）。船舶代理店に対しては、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とボートラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。 大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い、船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。今後は、こうした成果をふまえ情報発信を行っていく。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(17)	船舶避難の迅速化			
	対象被害項目	船舶			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(20)	船舶避難情報の充実			
対象被害項目	船舶				
	【内容】	ボートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施するとともに、複数の情報伝達手段を検討する			

意見要旨：取り組みの継続

評価(案)	理由
(削除2)	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪海上保安監部・大阪府・大阪市で協力し、平成30年度に船舶津波対応要領の改定を行い、関係者に周知。 ・第五管区海上保安本部では、平成24年12月1日から、本部管内保安部署が地震、津波等により通信機能が遮断された場合を想定し、各港長等が発出する勧告等につき、国際VHF放送による各船舶局への周知、インターネットファックスによる各港、海事関係者への配信及び放送機関への広報を実施するとともに、インターネット（第五管区海の安全情報）により周知する取り組みを実施している。（平成26年度から継続実施）船舶代理店に対しては、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とボートラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。 ・大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い、船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。今後は、こうした成果をふまえ情報発信を行っていく。 ・防災時における防災情報の発信体制やマニュアル整備がされているため、アクション項目から削除する。



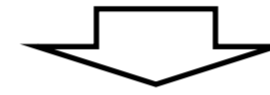
見直し(案)						
番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
—	施策の方向性	削 除				
	施策項目					
	アクション目標					
	対象被害項目					
	【内容】					

既存アクション番号 ③-2

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
50	施策の方向性③	避難・救助を支援する	【実施主体】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪船主会 大阪フェリー協会 企業（船舶代理店）	【達成】	【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 大阪海上保安監部では、大阪府・大阪市と調整のうえ、船舶の避難順序等を定めた「船舶津波対応要領」（平成18年4月1日制定）を適時に改訂し、関係者に周知している。（最終改定 平成30年6月28日） 大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。 大阪フェリー協会では、各ターミナルにおけるモデルケースの検討を進めている。 大阪船主会の会員各社では、各船舶の運行計画に応じたマニュアル作成を進めている。
	施策項目（A）	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標（17）	船舶避難の迅速化			
	対象被害項目	船舶			
	【内容】	港内の大型船の被災を避けるため、港外避難する際の出港順序等の避難方法について検討を行い、関係機関や船社に対する避難マニュアルをとりまとめる			

意見要旨：継続的に取り組みを行う

評価（案）		理 由
(削除2)		<ul style="list-style-type: none"> 大阪海上保安監部では、大阪府・大阪市と調整のうえ、船舶の避難順序等を定めた「船舶津波対応要領」（平成18年4月1日制定）を適時に改訂し、関係者に周知している。（最終改定 平成30年6月28日）ともに避難順序等示した船舶の避難マニュアルの策定等を追記した船舶津波対応要領を改定・周知を行った。船舶避難の優先順位の調整等、継続して大阪市とともに検討を行う。 大阪市港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。 大阪フェリー協会では、各ターミナルにおけるモデルケースの検討を進めている。 大阪船主会の会員各社では、各船舶の運行計画に応じたマニュアル作成を進めている。 関係者にマニュアルを周知していることから、アクション項目から削除する。



見直し（案）		アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
番 号 理	方向性や項目等	項目名称	短期		中期	長期	
—	施策の方向性 施策項目 アクション目標 対象被害項目 【内容】	削除					

既存アクション番号 ③-3

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
51	施策の方向性③ 施策項目(A) アクション目標(17) 対象被害項目	避難・救助を支援する 自然災害による被害の発生を防ぐ 船舶避難の迅速化 船舶	港外避難に有利な着岸形式の検討 【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪海上保安監部 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪フェリー協会 大阪港運協会 企業（船舶代理店）	【未達成】	【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 フェリー船等は、船型により専用岸壁化するため、相手港との関係もあり、施設整備が課題となり、出船形式に変更することは困難な状況である。その他の船舶についてもコストの問題等もあり厳しい状況となっている。
	【内容】	港内の大型船の被災を避けるための検討を行う。、船舶着岸形式の出船形式への変更に向けての検討を行う			

意見要旨：着岸を出船形式にすることは困難である。

評価(案)		理由
(削除2)		<ul style="list-style-type: none"> 港外避難については、船舶代理店に対し、容易に防災情報の収集が行えるよう、「おおさか防災ネット」への携帯電話の登録を勧めており、港湾管理者とボートラジオが連携して迅速に情報伝達を実施することとしている。 大阪港湾局では、津波発生時の船舶への情報伝達手段の整理等を行い、船舶ごとのマニュアル作りのための指針等の策定や船舶の避難に係る課題の検討を実施し取りまとめを行った。こうした成果をふまえて情報発信を行っている。 フェリー船等は、船型により専用岸壁化するため、相手港との関係もあり、施設整備が課題となり、出船形式に変更することは困難な状況であるため、ボートラジオ等の活用による船舶やタグセンターへの防災情報の発信体制の確保（情報提供及びマニュアル整備）をもって取り組む。 ボートラジオを活用し、港内係留船の係留状況を把握のうえ、発災後の出港時間（タイミング）の確認を行い、係留中の船舶へ情報提供を行うことや、必要に応じて出港順序の助言を行うことで出港支援を行う。 また離岸操船のためタグボートが必要とする船舶については、早期配船が重要なことから、大阪港を係留基地とするタグ会社と締結している協定書に基づき、ボートラジオを起点としてタグボートの配船支援と状況伝達を行うことで対応することの体制整備済。



見直し(案)		アクション項目	実施主体・関連機関	達成期間		
番 号 理	方向性や項目等			項目名称	短期	中期
—	施策の方向性③ 施策項目(A) アクション目標(17) 対象被害項目 【内容】	港外避難に有利な着岸形式の検討 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; font-size: 2em; font-weight: bold; color: blue;">削 除</div>				

既存アクション番号 ③-4

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
52	施策の方向性③ 施策項目(A) アクション目標(17) 対象被害項目	避難・救助を支援する 自然災害による被害の発生を防ぐ 船舶避難の迅速化 船舶	【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所	【達成】	【小会議分類】大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 大阪湾西部（淡路島東側沖）が水深があるため避難水域に適しているとの検討結果から、「阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港における船舶津波対応要領」に避難場所を記載した。
	【内容】	港内で停泊中の小型船舶が避難するための水域の確保について検討を行う			

評価(案)		理 由
(削除2)	・大阪湾西部（淡路島東側沖）が水深があるため避難水域に適しているとの検討結果から、「阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港における船舶津波対応要領」に避難場所を記載した。 ・阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港における船舶津波対応要領で避難場所を定め避難場所マニュアルを作成し、関係機関と調整を行い、共有を図っていることから、アクション項目から削除する。	



見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
-	施策の方向性 施策項目 アクション目標 対象被害項目	削除				
	【内容】					

既存アクション番号 ③-5

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
53	施策の方向性③	避難・救助を支援する	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪市危機管理室	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府西大阪治水事務所では、「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後も、津波・高潮ステーションを活用した防災啓発活動を実施していく。 大阪府危機管理室ホームページでは、浸水想定区域図の掲示及び地域への浸水想定区域等の説明等を掲示している。 大阪市港湾局では、浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に四カ国語表記の津波啓発看板を設置している。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化			
	対象被害項目	人			
【内容】	堤外地の港湾労働者や来訪者に対して浸水情報等を掲示し、避難誘導を行うための掲示板について検討を行い、掲示板を設置する				

意見要旨：継続して設置していく。

既存アクション番号 ③-6

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
54	施策の方向性③	避難・救助を支援する	【実施主体】 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪フェリー協会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。津波避難ビル等は水害ハザードマップやホームページ等で公表している。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。 臨港4区役所では、民間マンション等と津波避難ビルの協定締結を継続して実施していく。 大阪市港湾局では、平成28年6月に港湾事業者向けホームページ「港の防災対策」を開発し、啓発を行っている。 大阪フェリー協会では、要避難者に対する公共施設等の緊急避難場所の確保、中長期間滞在の避難場所ではなく、ターミナルから近接の有視界内に、安心して容易に誘導できる建物や施設の確保が必要と考え、フェリー事業者・施設管理者との協議・協力のもと検討する。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化			
	対象被害項目	人			
【内容】	港湾労働者や来訪者が避難可能な施設(フェリーターミナルの建物や民間ビル等)を選定し、施設管理者への協力要請若しくは協定等の締結に向けて啓発を行う				

意見要旨：津波避難ビルの確保・啓発の取り組みを継続する。

既存アクション番号 ③-14

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
55	施策の方向性③	避難・救助を支援する	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所 大阪市経済戦略局	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。また、平成28年3月に現在地周辺の避難施設検索などができる防災アプリをリリースした。 大阪市港湾局では、浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板を設置している。 引き続き啓発活動を実施していく。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化			
	対象被害項目	人			
【内容】	臨海部の来訪者に対する津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等について検討を行い、掲示板等で啓発を行う また、避難情報伝達手段として、複数のメディアの活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する				

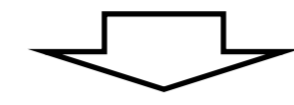
意見要旨：津波避難ビルの確保・啓発の取り組みを継続する。

既存アクション番号 ③-15

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
56	施策の方向性③	避難・救助を支援する	【実施主体】 大阪市危機管理室 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪市危機管理室及び区役所では、津波浸水のおそれがある17区において津波避難ビル等の確保を進めている。また、確保した施設には、当該施設が津波避難ビル等であることを周知するために、図記号及び四カ国語表記の看板又はステッカー等を設置している。また、平成26年3月に外国語による放送を実施しているFM802と災害発生時における協定を締結し、外国語による情報提供について協力を要請している。 大阪府や経済戦略局とともに、災害時外国人支援体制強化に向けた取組として、災害情報や避難情報等を外国語で伝達するなどの対策等の検討を実施する。 大阪市港湾局では、浸水が想定されている防潮扉や臨港緑地及び岸壁の出入り口等に津波啓発看板を設置している。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化			
	対象被害項目	人			
【内容】	船員や臨海部に来訪している外国人に対して、外国語による津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等についての検討を行い、掲示板等に反映する また、避難情報伝達手段として、複数のメディアの活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する				

意見要旨：引き続き取り組む。

評価(案)		理由
(統合1) (継続2)	<ul style="list-style-type: none"> 要避難者に対する避難のため統合する。 日常から発災時の避難誘導を向上させる取り組みの継続は必要であるため、今後もアクション項目を継続する。 緊急避難場所の確保・啓発の取組みの継続は必要であるため、今後もアクション項目を継続する。 防災意識・知識の向上に向けて、啓発の取組みの継続は必要であるため、今後もアクション項目を継続する。 	



見直し(案)

番号	方向性や項目等	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
		項目名称			短期	中期	長期
24	施策の方向性③	避難・救助を支援する	要避難者の避難の迅速化	【実施主体】 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪港湾局 大阪市経済戦略局 臨港4区役所 企業（港運会社、倉庫会社） 【関連機関】 大阪府危機管理室 大阪フェリー協会 大阪港埠頭株式会社 阪神国際港湾株式会社			
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ					
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化					
	対象被害項目	人					
【内容】	各管理主体において、来訪者や港湾労働者、外国人が要避難者となった場合、迅速に避難できるよう取り組みを継続する。 <ul style="list-style-type: none"> 西大阪治水事務所 「津波・高潮ステーション」や防災出前講座を活用して、津波、高潮災害に関する啓発活動を行っている。今後も、津波・高潮ステーションを活用した防災啓発活動を実施していく。 大阪府危機管理室 ホームページにおいて、浸水想定区域図の掲示及び地域への浸水想定区域等の説明等を継続する。 大阪港湾局 ホームページにおいて「港の防災対策」による啓発を継続する。 大阪市危機管理室 津波浸水のおそれがある17区において継続して津波避難ビル等の確保を進める。 津波避難ビル等は水害ハザードマップやホームページ等に継続して公表する。 現在地周辺の避難施設検索などができる防災アプリを継続して公開する。 大阪市経済戦略局 外国人旅行者に対し、大阪府や大阪観光局と連携して、災害情報や避難情報等を多言語で提供する。 臨港4区役所 津波浸水のおそれがある区において継続して津波避難ビル等の確保を進める。 大阪フェリー協会 ターミナルから近隣の建物や施設の確保に向けて、フェリー事業者・施設管理者と継続検討する。 						

【小会議分類】 啓発関係小会議



既存アクション番号 ③-12、④-5

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
57	施策の方向性③	避難・救助を支援する	【実施主体】 近畿地方整備局河川部 大阪府危機管理室 大阪市危機管理室 【関連機関】 大阪海上保安監部 大阪市港湾局	【達成】	【会議分類】情報関係小会議 【進捗状況等】 近畿地方整備局河川部では、河川利用者に対し、津波に関する情報提供を発信する為の情報提供設備（音声・文字情報）を28箇所整備済み。 大阪府危機管理室では、おおさか防災ネットを活用する等により、避難情報の共通発信を行っている。 大阪市危機管理室では、同報系防災行政無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持。 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあっては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
	アクション目標(18)	人の避難の迅速化			
	対象被害項目	人			
	施策の方向性④	情報の共有化を図る			
	施策項目(A)	自然災害による被害の発生を防ぐ			
アクション目標(21)	避難情報の充実				
	対象被害項目	人			
	【内容】	確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する			

意見要旨：取り組みを継続する。

評価(案)	理由
(削除2)	<ul style="list-style-type: none"> 近畿地方整備局河川部では、河川利用者に対し、津波に関する情報提供を発信する為の情報提供設備（音声・文字情報）を28箇所整備済み。 大阪府危機管理室では、おおさか防災ネットを活用する等により、避難情報の共通発信を行っている。 大阪市危機管理室では、同報系防災行政無線や緊急速報メール等を用いた避難指示の発令体制の維持。 大阪海上保安監部では、各種機関と協力の上、可能な限り避難勧告を実施することとしており、部内訓練を行い手順を確認している。また、その手段として、船艇の船外マイク、電光掲示板を活用する。電光掲示板による避難広報にあっては、日本語、英語等を交互に流すこととしている。 関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制は整備済であることから、アクション項目から削除する。



見直し(案)						
番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
-	施策の方向性	削除				
	施策項目					
	アクション目標					
	対象被害項目					
	【内容】					

既存アクション番号 ④-17、⑤-2

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
58	施策の方向性④	情報の共有化を図る	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会	【達成】	【会議分類】 情報関係小会議 【進捗状況等】 近畿地方整備局では、大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討しているところである。 「被害情報収集発信システム」に代わるものとして、国土交通省共通のシステムとして「DiMAPS」の運用を開始した。 大阪市港湾局では、「大阪港BCP」において、協議会構成員による施設等の被害状況の確認を位置付けており、R2.1.17に緊急連絡網による情報伝達訓練を実施し、施設被害点検後の岸壁等の使用可否の情報共有を行った。
	施策項目 (C)	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標 (25)	支援情報の発信			
	対象被害項目	港湾機能			
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する			
	施策項目 (C)	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標 (27)	復旧支援体制の確保			
対象被害項目	港湾機能				
【内容】	被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する				

意見要旨：取り組みを継続する。

評価(案)	理由
(継続2)	・発災時において、速やかな応急復旧に向けては、取り組みの継続が必要であるため、今後もアクション項目を継続する。



見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
25	施策の方向性④	情報の共有化を図る	【実施主体】 近畿地方整備局港湾空港部 大阪港湾局 【関連機関】 大阪船主会 大阪港運協会	→		
	施策項目 (C)	早期に港湾機能を回復する				
	アクション目標 (25)	支援情報の発信				
	対象被害項目	港湾機能				
	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する				
	施策項目 (C)	早期に港湾機能を回復する				
	アクション目標 (27)	復旧支援体制の確保				
対象被害項目	港湾機能					
【内容】	被災後の物流機能を確保するため、引き続き利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行う。 ・近畿地方整備局 大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業中・完了時における情報発信方法について検討中。 「被害情報収集発信システム」に代わるものとして、国土交通省共通のシステムとして「DiMAPS」の運用を継続する。 ・大阪港湾局 「大阪港BCP」において、協議会構成員による施設等の被害状況の確認を位置付けており、緊急連絡網を使用した施設被害点検後の岸壁等の使用可否の情報共有訓練を継続する。					

【会議分類】 情報関係小会議

既存アクション番号 ⑤-3、⑥-2

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
59	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する	【実施主体】 大阪市港湾局 【関連機関】 大阪市危機管理室	【達成】	【小会議分類】復旧対策関係小会議 【進捗状況等】 大阪市地域防災計画に位置付けられている、災害時における応急復旧活動用地（オープンスペース）の緑地整備面積について、全体計画30.4haのうち、約6割にあたる17.9haを供用し、一定程度必要な活動用地は確保した。 引き続き、オープンスペースの確保に取り組んでいく。
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標（27）	復旧支援体制の確保			
	対象被害項目	港湾機能			
	施策の方向性⑥	災害支援拠点機能を発揮する			
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する			
アクション目標（31）	復旧活動の支援				
	対象被害項目	港湾機能			
	【内容】	被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する			

意見要旨：引き続きオープンスペースの確保に取り組んでいく。

評価（案）		理由
（削除2）		<ul style="list-style-type: none"> 大阪市地域防災計画に位置付けられている、災害時における応急復旧活動用地（オープンスペース）の緑地整備面積について、全体計画30.4haのうち、約6割にあたる17.9haを供用し、一定程度必要な活動用地は確保した。 引き続き、オープンスペースの確保に取り組んでいく。 一定程度必要な活動用地は確保できていることから、アクション項目から削除する。



見直し（案）

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
—	施策の方向性	削 除				
	施策項目					
	アクション目標					
	対象被害項目					
	【内容】					

既存アクション番号 ⑤-10

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
60	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する	【実施主体】 大阪市建設局 大阪市港湾局	【達成】	【小会議分類】 大阪港BCP・海上対策関係小会議 【進捗状況等】 大阪市建設局では、平成27年7月頃に近畿運輸局から、渡船の災害応急対策マニュアルにおける、津波時の対応について作成指導があり、各航路ごとに取り組んできた。地理的条件や運航体制に違いがあるため、係留強化で対応してきたが、係留場所を明確にする等マニュアルを一部修正し、概ね完成している。 大阪市港湾局では、近畿運輸局の指導のもと、渡船における津波避難マニュアルを作成した。
	施策項目 (C)	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標 (29)	波及被害の低減			
	対象被害項目	港湾機能			
	【内容】	渡船の機能を確保するための実施方法について検討を行い、実施する（誘導標識の整備、渡船係留索の強化等）	【関連機関】 なし		

意見要旨：特に意見なし

評価 (案)		理 由
(削除2)		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市建設局では、平成27年7月頃に近畿運輸局から、渡船の災害応急対策マニュアルにおける、津波時の対応について作成指導があり、各航路ごとに取り組んできた。地理的条件や運航体制に違いがあるため、係留強化で対応してきたが、係留場所を明確にする等マニュアルを一部修正し、概ね完成している。 ・大阪市港湾局では、近畿運輸局の指導のもと、渡船における津波避難マニュアルを作成した。 ・マニュアル作成により体制が整備されているため、アクション項目から削除する。



見直し (案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
—	施策の方向性	削 除				
	施策項目					
	アクション目標					
	対象被害項目					
	【内容】					

既存アクション番号 ⑤-11

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	令和元年3月27日評価	これまでの取り組み実績等
	方向性や項目等	項目名称			
61	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する	【実施主体】 大阪市港湾局 企業（港運会社、倉庫会社、製造業者） 【関連機関】 大阪府危機管理室	【達成】	【小会議分類】 啓発関係小会議 【進捗状況等】 大阪府では、企業のBCPに関するホームページを作成し、また、経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等により、普及啓発を行っている。 大阪市経済戦略局では、大阪産業創造館等において主に中小企業向けに研修会等を実施している。 大阪市港湾局では「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制等は構築されている。また、「大阪港BCP」において、協議会構成員による施設等の被害状況の確認を位置付けており、H31.1.17に緊急連絡網による情報伝達訓練を実施し、被災後の施設被害点検後の岸壁等の使用可否の情報共有を行った。 大阪港運協会は、日本港運協会が作成した「事業継続計画策定支援ツール」を会員へ周知している。
	施策項目（○）	早期に港湾機能を回復する			
	アクション目標（29）	波及被害の低減			
	対象被害項目	港湾機能			
	【内容】	被災後の企業活動を継続するため、企業へのBCP策定に関する情報提供等について検討を行い、企業に対して啓発を行う			

意見要旨：取り組みを継続する。

評価（案）		理由
（削除2）		<ul style="list-style-type: none"> 大阪府では、企業のBCPに関するホームページを作成し、また、経済団体と連携したBCPの策定支援やセミナーの開催等により、普及啓発を行っている。 大阪市経済戦略局では、大阪産業創造館等において主に中小企業向けに研修会等を実施している。 大阪市港湾局では「大阪湾港湾機能継続計画推進協議会」に参加し、連絡体制等は構築されている。また、「大阪港BCP」において、協議会構成員による施設等の被害状況の確認を位置付けており、H31.1.17に緊急連絡網による情報伝達訓練を実施し、被災後の施設被害点検後の岸壁等の使用可否の情報共有を行った。 大阪港運協会は、日本港運協会が作成した「事業継続計画策定支援ツール」を会員へ周知している。 企業が策定するBCPについては、各会議や行政のHPにより情報提供する仕組みができているため、アクション項目から削除する。



見直し（案）		アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
番 号 理	方向性や項目等	項目名称	短期		中期	長期	
—	施策の方向性	削除					
	施策項目						
	アクション目標						
	対象被害項目						
	【内容】						

見直し(案)

番 号 理	アクション項目		実施主体・関連機関	達成期間		
	方向性や項目等	項目名称		短期	中期	長期
★ 26	施策の方向性⑤	被災した港湾を早期に復旧する	【実施主体】 大阪港湾局 【関連機関】 なし	■		
	施策項目(C)	早期に港湾機能を回復する				
	アクション目標(23)	情報伝達機能の確保				
	対象被害項目	港湾機能				
【内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時において、初期初動の指揮命令機能を確保できるよう非常用電源の整備を行う。 ・令和2年度に平成30年台風21号の影響による施設内発電設備回路等の見直しや浸水対策に伴う港湾防災センター・鶴町電気事務所の設備改良を行うとともに、本庁（港湾局分室）に非常用電源を整備する。 					

【小会議分類】復旧対策関係小会議